

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:  
件名: 著作権法改正要望事項について[4. 関連]

氏名: [REDACTED]  
所属: [REDACTED]  
住所: [REDACTED]  
電話番号: [REDACTED]  
意見: (66) (67) (68) (69) (70) (71) (72) (73)  
(74) (75) (76) について

視覚・聴覚障害者にも、日本国憲法によって【知る権利】は補償されてます。  
だから、意見: (66) (67) (68) (69) (70) (71) (72)  
(73) (74) (75) (76) に賛成します。  
何時・どこで障害者になってしまうのかは、誰にもわかりませんからね。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:  
件名: 「著作権法改正要望事項について[4. 関連]」

〒100-8959 東京都千代田区丸の内2-5-1  
文化庁長官官房著作権課法規係御中

「著作権法施行令の改正に対する意見」

(1) 氏名及び所属: [REDACTED]  
(2) 住所及び電話番号: [REDACTED]

(3) 意見:

(41) に関して。著作権法第30条1項の目的を「個人的に使用すること」に限定せよというもので、現在認められている消費者/利用者による「私的利用の範囲」を狭めるものですので反対です。  
仮に「個人が使用すること」のみに限定した場合、家族または近しい友人間などで著作物の複製に関しても著作権法違反が発生し罰せられるということになります。

現実問題としてそのような事が可能とは到底思えませんし、音楽CDや映像メディアには現在CCCDやDVDといった複製を禁止する技術が存在していると考えたと敢えて、法案に盛り込む必要性も感じられません。

(46) (47) "デジタル方式の録音または録画の機能を有する機器及び記録媒体をそれぞれ補償金の対象とすること"とありますが、パーソナルコンピューターや小型ハードディスクなど用途が多岐に渡るものに関しては、私的録音録画に用いないのに補償金を上納させられる場合があるので反対です。

(46) (47) に関しては、多くがアップル・コンピューターのipodやソニーのネットワークウォークマンに代表されるデジタル音楽プレイヤーの普及を想定しての意見と思われれますが、著作権権利団体および隣接者団体、法人等が補償金を求める一方で、現在市場に出回っている主な音楽ソフトの中にはCCCD、DVDオーディオ、SACDと多くが複製を禁止するコピー防止機能が施されています。  
このような現状で、記録媒体全てに補償金を要求するのは、余りにも権利者側に偏った公平性を欠く意見のように感じられます。



著作権法改正要望事項の4（著作権等の制限）について、意見を提出します。

- ① 氏名及び所属： [REDACTED]
- ② 住所及び電話番号： [REDACTED]
- ③ 意見：下記のとおりです。

(53) 51や52に述べられているように、図書館における利用の幅を増やすことは必要であるが、その一方で、あまりに複製権を制限するのは問題があると思う。

図書館法に基づき設置され、利用者から対価を徴収しない（コピーに関わる紙代等の実質の利用者負担を除く）図書館（公立と利益をあげることが目的とし、私立）で、司書・司書補（私立の場合はこの有資格者）が常駐（交替制の勤務員）としても、いつも何かを管理するに配置されているし、著作権法が正しく運用されるのを管理することのできる図書館に基本的に限定すべきだと思う。ただし、地方自治法や社会教育法に定められている図書室（議会図書室・公民館図書室）、男女共同参画センターの図書室又は情報センター・市政図書室・情報センター・消費者情報センター・商工情報センター等の行政が主体的に情報収集・組織化・保存・提供を行う施設については、司書・司書補又はそれに準じる条件を持つ職員（著作権の講習を修了した人や、いわゆるサーチャーの資格を有する人など、別途定める）がいることを条件に、複製権の制限を行う必要があると思う。

(57) 商業目的の調査研究のための複製を一律に除外してしまつては、公立図書館のビジネス支援サービスをテイクオフさせることができず、経済・産業の活性化に図書館が役立たなくなつてしまう。率直に言って、近視眼的な考え方だと思う。

(60) 現状で、図書館職員が、実際にコピーを行うのは、人員配置上、とても困難である。司書・司書補の管理下でコピーが行われる（実際のコピーがセルフ・サービスであつても、コピーの結果が、著作権法の範囲内であることを司書・司書補が個々に確認する）のであればよいと思う。一方で、図書館職員であれば、誰でもよいというのは甘いと思う。司書・司書補が、それに準ずる者（著作権の講習会修了者、サーチャーなど密接な関連のある資格等の保有者）に限定すべきであると思う。

(58) (59) 一律に回体を除外しないでほしい。NPOやボランティア団体など、目的によっては、回体の図書館でのコピーを認めないと、活動が困難になる場合がありうる。特に、子どもの読書推進や障害者へのサービス関係などは顕著である。これは、66以降の障害者に関して、著作権の制限を強める（利用する方の制限を弱める）こととのバランスから言つても、そうならないとおかしいと思う。

(61) (64) 図書館における補償金の支払いを義務づけることは、貧困な日本の図書館の現状を考えると財政的に無理である。補償金の支払いを義務づけると、なるべく補償金を支払わないような資料の選定を行つたり、補償金分、資料費等を減額したりということが行われることが容易に予想され、結果的に、図書館の振興、文化の振興に寄与しない。また、補償金自体が思ったほど集まらないということになると思う。従つて、補償金については、「義務」という規制緩和の流れに逆行することでなく、限定的な条件についてのみ集めることができるとすべきだと思う。また、この件に関しては、双方の利益になるように、関連団体等の時間をかけた話し合いの上で仕組みをつくつて、実効あるものとするべきだと思う。具体的には、公立図書館における「ビジネス支援サービス」の振興のために、営利利用目的の複製をはっきり認める一方、営利利用目的の場合には、一定の補償金を要求するという関連で言えば、事業のため、参画にするためなら補償金は期待できない。57との関連で言えば、事業のため、参画にするためなら補償金はとらなないが、様々な資料からコピーをしてきて、それを集めて新たな資料をつくり販売するなど、直接的な営利利用がはっきりしている場合に、補償金を取るべきだと思う（逆に言うと、補償金を取れば、そのような利用も可とする）。

(77) 国民の政治へ参画する権利の保障という見地から言つても、公の上映に関する著作権の権利制限を撤廃するのは妥当でない。政治的な問題について、営利とは別に、言論を喚起するために行われる活動が阻害されてしまう。「公の上映」の概念を厳密にするか、あるいは、国民の政治へ参画する権利や言論の自由を阻害しない範囲で、かつ、現実に著作権者が不利益をこうむるものについて、著作権制限を緩和していくというきめ細かいものにすべきである。これは

79とのバランス・一貫性をとるためにも必要である。

(82) 図書館サービスは公共性に根ざし、国民の基本的な権利を保障するものと解すべきである。従つて、明らかに著作権者の利益が阻害されている場合を除き、一律に法で規制するのは望ましくない。映像は国民の政治へ参画する権利や言論の自由の保障にとつて、極めて重要である。そのようなものに誰でもアクセスするチャンネルを用意しておくべきである。

確かに、レンタル・ビデオの事業者や製作者などのことも考えなければならぬが、それは、図書館側と事業者側との話し合いによる一定の合意による現在の借行つかいとか良き伝統を尊重すべきである。

従つて、原則的に図書館は資料の貸し出し等が行えるようにするが、事業者側の利益侵害が明確である場合には、補償金を払う、又は、それと同等の効果のあることを行えば、図書館は、わいせつ罪が確定しているなど、明確に公共の福祉を阻害すると司法的に判断されたもの以外は貸し出し等ができるようにすべきであると思う。

また、レンタル・ビデオ等や映画館・劇場といったものを当たり前と考えるのは都会の発想であつて、地方にはレンタル・ビデオどころか、コンビニもないところも現実に存在する。そのようなところでは、図書館が地域住民の貴重な文化体験の場となつていて、それを認識してほしい。そのような場所については、図書館がより自由に活動が行えるようにした方が、国民全体の文化水準が向上し、ひいては、文化産業の受け手・担い手を育てることにも繋がると思う。このような場所においては、図書館が貸し出しを行ったとしても、事業者側の利益侵害は、インターネット等による事業を除いては明確でない。インターネットのこれからの普及度合いにもよるが、高齢者等はいかかわらず、使えない現状を考えると、当面は、このような地域には格別の配慮があつてよいと思う。むしろ制度的に、かつてブームのあつた町営書店のように町営レンタル・ビデオとか町営映画館・映像ホールといったものを整備しやすくする道をつくるといふことも考えてよいと思う。本当にそういう地域はあります。



(50) スキャナーやスキャニング機能を備えたデジタル機器について、補償金を受ける権利を出版者に付与する。

【賛否】反対します。

【理由】まず、諸外国の制度においてもこのような例はみられないものと思われるからです。諸外国で制度化されていない以上、日本で特別に制度化する事情がない限り、制度化する必要はないものと考えます。

また、スキャニングによる出版者の経済的利益の損失の実態が不明です。ある権利を付与するためには、それなりの経済的利益の損失を補償するなど、制度を新設する必要性が立証されるべきだと考えます。

それに、仮に出版者に著作権隣接権が与えられていたとすれば、このような権利を付与することで出版者が二重の利得を得ることになります、このような結果が妥当とは思えません。

また、複写機につき、スキャニング機能を備えたものと備えないものとの使用料に差が生じることになりますので、権利行使が複雑化するおそれがあります。

なお、意見書に述べられている理由の中には、例えば「文書の複写はテキスト抽出を前提としている」など、実態と合致しないものと思われる箇所が見られます。少なくとも私は、そのようなことを前提に文書を複写していませんし、そのような実例を耳にしたこともありません。

(51) 第31条の「図書館資料」に他の図書館から借り受けた図書館資料を含める。

【賛否】賛成です。

【理由】図書館の世界では、図書館間での図書館資料の相互貸借制度というものが、世界中の図書館において普及しています。

このような制度に基づき、図書館の利用者が他の図書館からの図書館資料を借り出した際、当該図書館の利用者同様の利用をしたいと考えるのが自然だと思います。ところが現在では、これができないため、図書館でのトラブルにつながっています。

ここで図書館が複写を断ったとしても、利用者は当該図書館資料を所蔵する図書館に複写を申し込めば同じことですから、このような場合に利用者に複写をした場合と比べた著作権者の経済的損失は、まったくないことになります。

したがって、図書館という施設を設置して利用者の情報アクセスの拠点とする図書館制度の趣旨に鑑み、他館所蔵の図書館資料の複写を権利制限の対象とするのが妥当であると考えます。

(52) 図書館等において、官公庁作成広報資料、報告書等については「一部」ではなく「全部」につき複写による提供ができるようにする。

【賛否】賛成です。

【理由】図書館は、図書館法の規定に基づき、政府刊行物を受領する権能を有しています。これは、図書館をもって、地域における官公情報へのアクセス拠点とするという意図があつてのことと思われまます。

そもそも官公庁作成広報資料、報告書等は、国民に広く読まれることを目的に作成されたものであり、経済的利益の獲得をもとと想定していないものと考えられます。また、各府省のウェブサイト等により、無料でアクセス・ダウンロードを行うこともできますし、情報公開制度により手軽に入手することも現在では可能となっています。

このことから考えますと、図書館において官公庁作成広報資料や報告書などを自由に複写できることとするのは、図書館のこのような機能の拡充につながるだけでなく、政府情報の公開性の確保という、昨今の国の施策とも一致することになります。

また、これらの資料等については、現行著作権法第32条第2項を設けるにあたり、可能な限りアクセスさせることを念頭に置かれたものです。したがって、これを現状にあわせて権利制限を拡大することは、妥当なものであると考えます。

(53) 第31条により著作権等の複製権が制限される施設を拡大する。

【賛否】賛成です。

【理由】これらの要望事項において取り上げられる施設は、本来、図書館が果たすべき機能を別の観点から果たしている施設群であると思われまます。現行著作権法第31条の制定趣旨を鑑みれば、このような施設群にも著作権法第31条による複写サービスを可能とすることが妥当であるものと考えまます。なお、現行著作権法第31条においても新たに図書館類似施設を同法に基づき施設とする途が開かれています。現在の文化庁著作権課における運用では新規施設には認めない方針であると聞いております。この理由とされているのが文献に係る著作権集中処理機関の存在と聞いておりますが、国内学術雑誌でさえ多く見積もつてその5割しかカバーしていない現状では、実際上複写サービスを実施することは困難です。

(54) 図書館等に設置されたインターネット端末から図書館利用者が著作物を例外的に許諾を得ずプリントアウトに対する著作権等の制限

【賛否】賛成します。

【理由】図書館の情報アクセス拠点としての性格を鑑みますと、図書館資料に限らず、インターネット端末からのプリントアウトを権利制限規定とすることが必要であると考えまます。なお、インターネットへ著作物をアップロードしている者は、このような行為が当然なされることを予想してアップロードを行うわけですから、この行為に関する著作権者の経済的利益の損失はないものと考えても問題ないと思ひまます。

(55) 「再生手段」の入手が困難である図書館資料の保存に対する著作権等の制限

【賛否】賛成です。

【理由】このような保存行為は、図書館の機能を維持するためには必要不可欠であると考えられるところ、この保存行為により著作権者が蒙る経済的損失がほとんどないものと考えられるため。

(56) 図書館等による図書館資料の公衆送信（FAX・インターネット等）に対する著作権等の制限

【賛否】複写サービスに関係する範囲でのみ、賛成です。

【理由】図書館資料の郵送の代替手段に過ぎないものと思われるため、これらの行為による著作権者の経済的損失の損失は無いものと思われまます。したがって、このような権利制限を新設すべきと考えます。

(57) 第31条にいう「調査研究」から「商業目的の調査研究」を除外する。

【賛否】反対します。

【理由】現行著作権法第31条第1号は、主として日本の学術研究の振興のための情報入手の円滑化のため、図書館を通じた文献入手に著作権者の許諾を不要とすることとしたものと考えられます。

現在の日本の学術研究は、ノーベル賞を受賞した島津製作所の田中氏の例を出すまでもなく、大学を始めとする教育機関や国公立の研究所にのみ担われているわけではなく、企業をはじめとする営利機関の職員・研究員や、企業設置の研究機関においてもなされているところです。また、このような研究活動に限らず、商品開発のための研究であっても、日本の学術研究の水準の向上に資するものもたくさんあります。

このような中、商業目的の調査研究について著作権法第31条第1号に基づき複写物を提供することができないこととすると、このような企業による研究活動に足かせを嵌めることにつながりかねず、ひいては日本の学術研究の水準を落としかねないものと思ひます。

また、実務面からみましても、図書館における複写の申込みのたび、利用者が実際にどのように提供した複写物を使用するかを厳密に確認することは大変困難です。たとえ確認したところで、利用者が申告どおりの使用をする保障はありません。したがって、このように限定したところで、実際上商業目的の調査研究に用いられないことを確保することは困難であり、法改正をする利益に乏しいものと考えまます。

(58) 第31条にいう「利用者」を図書館内の利用者限定する。

(59) 第31条にいう「利用者」を個人に限定する。

【賛否】いずれにも反対します。

【理由】現在、図書館間において複写物のやり取りをする「ILLサービス」は、図書館の文献提供機能を十全に果たすためには不可欠なものです。また、諸外国においてもこのサービスは幅広く行われているところです。

このような面を無視し、著作権者の経済的損失もごくわずかなものと思われるにもかかわらず、ILLサービスを著作権者の許諾が必要とするのは、著しく均衡に反するのではないかと思います。

(60) 第31条により認められる複製は、図書館職員によるものであることを明記する。

【賛否】反対です。

【理由】現行著作権法第31条における解釈においては、「図書館が複写の法的経済的主体であれば、具体の複写行為は誰が行ってもよい」との解釈が一般的であると思ひます。著作権チェックと具体的複写行為の担い手を分けることで、図書館奉仕の効率化と利用者の利便向上を図っているのです。

これが仮に、図書館職員の手において行わなければならないものとする、複写作業等に新たに職員を雇用せねばならないことになりまますし、利用者自身が複写できないわけですから利用者にとって不便になります。また、著作権法第31条第1号の要件については何ら変更されまませんから、著作権者の経済的損失の度合いは改正の前後で変化はありまません。

このようなことから、このような要望により改正がなされても、著作権者の保護には何ら資するものとはならないにもかかわらず、行政の非効率化と利用者の利便減少が招かれる結果となりまますので、却って弊害が多いのではないかと考えまます。

(61) 図書館における複製に対する補償金支払いを義務付ける。

【賛否】反対します。

【理由】意見書では、「図書館における複製は利用者による購入の代替としての要素を併せ持っている」とありますが、実際にはすでに入手が困難である資料の複製が多く、意見書の言うような「著作権者の権利と利益」の侵害や、「購入機会の一部の損失」は、通常ではほとんど存在しないようです。

このように、図書館における複製についての損失の実態が不明確です。また、図書館の公的な役割から権利制限規定が設けられていることから考えてみましても、図書館における複製について補償金支払いを義務付ける理由が乏しいのではないのでしょうか。

(64) 学校等の教育機関における複製に対する補償金

【賛否】反対です。

【理由】現行著作権法第35条ただし書において、「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」には、この権利制限規定は適用できないこととなっています。意見書において主張されている事例においても、個別にこのただし書が適用されるかどうかを司法の場において判断すれば足りることであって、これ以外の事例を含み、一般的に学校等の教育機関において複製に対する補償金を課すのは適当ではないものと考えまます。

なお、意見書においては「著作権（ママ）管理機関(RRO)を通して著作権者に使用料が還元されているのが実態」とありますが、諸外国においてはその著作物の大部分がRROにおいて管理されているのが「実態」であり、わが国のように、多く見積もっても国内学術出版物の5割しか管理せず、更にその管理著作物の一覧を公表しない著作権管理事業者のもとで文献複写を行う実態にある国とを並列に論じること自体が適当ではないものと考えます。

(66) 障害者・高齢者の著作物の利用に対する著作権等の制限の新設

【賛否】賛成です。

【理由】現行著作権法においては、一般的な権利制限規定（いわゆる「フェア・ユース」規定）が設けられていませんので、公益目的に合った著作物の利用であっても、個別の権利制限規定がない場合には、著作権者の許諾を得る必要が生じています。

このため、障害者・高齢者のうち、書籍・雑誌を手にとって閲覧することが難しい人たちに、その代替手段によりサービスを実施する必要があっても、このような行為について著作権が働く場合には、事実上そのサービスを断念することになります。その結果、これらの障害者・高齢者について、図書館の果たすべき情報提供機能を十全に果たせないこととなります。

図書館に限らず、障害者・高齢者の情報アクセスの観点からも、このような状況は望ましいものではありません。また、著作権者に及ぼす経済的利益の損失もほとんど考えられませんから、このような権利制限規定を設けることには賛成です。

(67) 視覚障害者の用に供する録音図書作成に係る権利制限について、対象施設、対象利用者を拡大するとともに、公衆送信を認める。

【賛否】賛成します。

【理由】現在の視覚障害者用録音図書作成施設の限定は、公共図書館において視覚障害者サービスを行う実態がほとんどみられなかった時代の遺物に過ぎません。現在では視覚障害者サービスは公共図書館においても普通に行われており、その作成した録音図書（許諾を得て作成されたものですが）の貸出しも健常者には一切なされていない実績もあるようです。また、視覚障害者にとっても、都道府県にいくつもない点字図書館を利用するよりも身近な公共図書館を利用する方が便利だと思われるので、視覚障害者の地位向上の観点からみても、公共図書館において視覚障害者用録音図書を作成できる環境を整備することが必要なのではないかと考えます。

なお、よく健常者への流用や、カセットブックとの競合に対する懸念が主張されますが、実際の録音図書は厳密な製作過程に基づき作成されており、その中身は通常のカセットブック等とは異なるものですので、健常者向けの製品とは明確に棲み分けられております。したがって、このような懸念は生じ得ないものと考えます。

なお、対象利用者を拡大することについては、(66)に述べた理由と一致します。

また、公衆送信を認めることについては、障害者への情報アクセス環境を整備するために必要なこととすし、録音図書と健常者向け製品との棲み分けができて以上、著作権者への経済的利益の損失もほぼ考えられないものと思われまますので、適切な要望ではないかと考えます。

(71) 聴覚障害者の用に供するため、著作物に「手話」や「字幕」を付与すること、及びこれを公衆送信することに対する著作権等の制限

【賛否】賛成します。

【理由】著作物に「手話」や「字幕」を付与することは、聴覚障害者が著作物の内容を知覚するために必要不可欠なものです。その一方、これらの行為によりもたらされる著作権者の経済的利益の損失はほとんど考えられません。このため、この要望事項を実現することが妥当であると考えます。

(72) 視覚障害者の用に供するために、映像メディアに音声解説を付与することに対する著作権等の制限

【賛否】賛成します。

【理由】映像メディアに音声解説を付与することは、視覚障害者の情報アクセスに不可欠なものといえます。一方でこのことによる著作権者の経済的利益の損失は、ほぼ考えられないものと思えます。このため、この要望事項を実現することが妥当であると考えます。

(73) 個人が所有する著作物を所有者自身が利用するために、視覚障害者のための録音など、本人が読める形に「第三者」が変換（複製）することに対する著作権等の制限（私的複製の範囲に含める。）

【賛否】賛成です。

【理由】個人の所有物に所有者自身がアクセスすることは、所有者の権利に含まれるものと考えます。また、所有者が入手に要した費用にも当然含まれるものと思われまます。したがって、所有者自身が情報にアクセスするために、ボランティアが適切な変換を行うことは、視覚障害者の情報アクセス権の保障以前の、所有者の権利の十全な享有のためにも必要ではないかと考えます。

(74) 障害者用資料を製作・編集する者を養成する過程の著作物の使用について、自由に行えるようにする。

【賛否】賛成です。

【理由】障害者用資料を製作・編集する者を養成することは、障害者への情報アクセス権を保障するためには必要不可欠なことです。障害者自身は自らの情報アクセス権を保障する手段となる資料を作成することが不可能だからです。ところが、現在これらの者を養成する施設には、著作権法第35条により複製が認められる教育施設が含まれていないため、養成のための授業に使用する教材作成のための著作物の複製が困難になっています。

障害者の情報アクセス権を十全に保障するため、このような著作権者の経済的利益の損失をほとんど招かない行為に関するこの要望を実現することは妥当なものと考えます。

(75) 公表された著作物（主として印刷物）については、障害者の情報保障の目的で、コンピュータに読み取れる形のデータ（テキストデータ等）で複製、記録、送信できるようにする。

【賛否】賛成です。

【理由】視覚障害者の情報アクセスの手段としては、点訳や音訳よりも、コンピュータに読み取れる形のデータへの変換後、コンピュータの音読機能によってテキストを読むというアクセス方法が、現在では一般的となっています。

このような利用については著作権者への経済的損失はほぼ考えられませんから、視覚障害者の情報アクセス権を保障するためにも、この要望を実現することが妥当ではないかと考えます。

(77) 非営利・無料・無報酬の映画の著作物の「公の上映」に対する著作権等の制限の撤廃

【賛否】反対です。

【理由】著作権法における「上映」の概念に照らしますと、このような撤廃がなされた場合、自ら所有する視聴覚資料を閲覧することが自由にできなくなり、図書館の機能が十全に果たせなくなるおそれが高くなります。

したがって、このような行為による著作権者の経済的利益の損失に関する実証がなされていない以上、権利制限の範囲から撤廃すべきでないものと考えます。

(80) 書籍・雑誌の貸与権が制限される要件の一つである「無料」の要件の明確化

(81) 書籍・雑誌の「営利・無料」及び「非営利・有料」による貸与を権利制限の対象とする。

【賛否】いずれにも賛成です。

【理由】これらの貸与については、貸与に関する経済的損失が立証されなかったにもかかわらず、コミックレンタルに対する使用料徴収の実現という名目のもと、平成16年法改正により、一律に貸与権が働くとされました。その結果、著作権法第38条第4項にいう「非営利」「無料」の要件を満たさない貸与が貸与権の対象となり、著作権者の許諾を得ない貸与は著作権侵害に該当することとなりました。

このことから、「非営利」「無料」の要件が問題となり、私立大学図書館の授業料徴収が「無料」の要件から外れるのではないか等という懸念が出てきてまして、これに定める形で、「営利」「料金」をかなり狭く解したと思われる答弁書が出され、この懸念が解消されるものと考えられました。

ところが、平成16年9月28日最高裁第3小法廷判決は、その名義を問わずいかなる対価の徴収をも「料金」に含むという判断を行い、当該答弁書の内容との不整合が生じたことから、再びこれらの貸与についての懸念が生じることになりました。

この改正事項についての意見書においてもほぼ同じような主張がなされておりますが、立法趣旨から外れるこれらの貸与については貸与権の対象とはならない旨、明確にする法改正がなされるべきと考えます。

(82) 図書館における貸出しに対して相応の法的制限を設ける。

【賛否】反対です。

【理由】図書館における貸出しと著作権者の経済的利益の損失の因果関係については、当協会と日本書籍出版協会が平成15年7月に実施し、同年10月に公表した「公立図書館貸出実態調査」において、これを否定するデータが出されていません。したがって、現段階においては図書館の貸出しに対する法的制限を設けるだけの理由に乏しいものと考えざるを得ません。

また、この改正事項に関する意見書では、図書館が果たす公共的役割を無視してこれを民間のレンタルコミック業者と同一視することにより「民業圧迫」との主張がなされていますが、当の民間のレンタルコミック業者でもない者がこのような主張をする趣旨が不明確ですし、このような主張が当の民間のレンタルコミック業者からなされている形跡もありません。また、読者の持つ不公平感が主張されていますが、このような主張を著作権者側に立つ者以外の者が行ったということも存じません。また、「大量の複本購入と無制限貸出し」という、前述の調査においてほぼ否定された主張を「一部の図書館」という限定つきではありますが、根拠なしに主張しています。以上の三点において、この意見書の主張する理由は、いずれも妥当性を欠くものと考えます。

(83) 行政手続や法令によって定められた義務の履行のために必要と認められる範囲における複製に対する著作権等の制限

(84) 特許庁が特許出願に対し拒絶理由通知で引用した文献を、当該特許出願人が複製すること及び特許庁が出願人に提供することに対する著作権の制限

(85) 薬事法を中心とする薬務行政に従ってなされる行為に対する著作権等の制限

(86) 薬剤師がその業務上又は調査・研究のために行う複製に対する著作権等の制限

(87) 医薬品の適正使用にかかる情報の収集、提供に対する著作権等の制限

(88) 健康危害情報に対する著作権等の制限

(89) 医療機関における複製に対する著作権等の制限

【賛否】いずれにも賛成します。



【理由】以上に掲げられた行為は、現行著作権法第42条において認められている行為と比較して、いずれも同等かそれ以上の公益的な目的により行われる行為であると認められます。また、これらの行為のための著作物の利用はいずれも限定的な利用に止まりますので、著作権者の経済的損失はほぼないものと考えられます。このため、これらの要望事項を實現することは妥当ではないかと考えます。

(102) 自然科学系創作活動によって生まれた著作物（学術論文）に対する著作権等の制限

【賛否】賛成です。

【理由】この要望事項に係る意見書にも述べられておりますが、学術論文は、文芸等の職業芸術家の創作する著作物とは異なる様々な特質を有しているものと思います。

このような特質のうち、「広く周知、認知されることが求められる」という特質から、複製権、公衆送信権は、むしろ制限される方向にあることが望ましいといえます。

このため、学術論文については、職業芸術家の創作物よりも自由利用する環境を整える方が、学術研究の発展の見地からも望ましいものと思います。

また、図書館における複写に対する需要も、職業芸術家の創作物よりも学術論文に対するものの方が多く、その利用者も学者・研究者であることが多く、この意味で一種の創造サイクルが形成されているものと考えられます。

したがって、学術論文に対してはその他の著作物と取り扱いを別個とし、様々な権利制限を設けることにより、その流通の円滑化を図るべきであるものと考えます。

(103) 著作権制限規定から楽譜を除外する。

【賛否】反対です。

【理由】著作物の中から楽譜だけを取り出して権利制限の対象外とする理由に乏しいため。この要望事項に係る意見書における主張についても、他の著作物にも同様に該当する状況が述べられているだけであり、この要望事項を正当化するだけの理由とはなっていないのではないのでしょうか。

実際上も、調査研究のために音楽大学附属図書館等において楽譜を複写する実態が存在し、様々な学術上の調査研究に用いられています。このため、著作権法第31条の複写の対象から楽譜を除外することにより、これらの調査研究活動に支障を来すことが予想され、ひいては楽譜を調査研究することが必要な学術分野の学術水準が低下する懸念が生じるおそれがあります。

○ 法改正の要望

以下は、新たに法改正の要望を行うものです。

a 著作権法第42条の権利制限に、新たに公衆送信権を対象とする。

4-257

【理由】現在のような高度情報化社会においては、行政・立法・司法のあらゆる局面において、情報のすばやい入手が求められているものと考えます。このため、ある場所において複製した資料を、別の部署において内部資料として使用するということが頻繁に起こりえますが、現在の権利制限規定においては、複製権しか権利制限の対象となっておりませんので、例えば国会審議において緊急に資料が必要となった際も、遠方の資料を入手することができないことになり、正確な情報に基づく審議が行えないおそれがあります。裁判においても、遠隔地にある証拠資料を送らないと立証が間に合わないといった事案も想定できます。

そこで、これらの事案においても公衆送信を可能とすることにより、適切な行政活動・立法活動・司法活動を担保することが必要なのではないかと考えます。

b 発行後相当期間を経過した出版物に掲載された個々の著作物について、利用者の求めに応じて図書館においてその全部を複製し、利用者に提供できるようにする。

【理由】現在著作権法第31条においては、発行後相当期間経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物のみ、図書館が利用者の求めに応じてその全部を複写することができることとされています。これは、定期刊行物の入手困難性を考慮したものと言われています。

ところが、この入手困難性は、何も定期刊行物だけではなく、例えば学会ペーパーや科研費報告書、記念論文集等あらゆる書物に該当するもので、これらの一論文の入手の必要性は、定期刊行物と比肩するものです。

これらの複製について著作権者が蒙る経済的不利益の割合はほとんどないものと認められますので、このような複製についても権利制限規定を設けることが妥当ではないかと考えます。

c 国・地方公共団体等の報告書等については、法令と同様、原則として自由に利用することができるようにすること。

【理由】(52)で述べたとおり、国・地方公共団体等の報告書等は、そもそも現行著作権法制定時においても、自由利用を念頭に置いていたものと思われま。しかし、その後の立法過程において、著作権法第32条第2項における範囲での自由利用に限定されました。

ところが、現在は情報公開制度などにもみられるように、政府等の情報アクセスを原則自由化する風潮にあるものと考えられます。このような風潮をより促進するため、原則として自由利用を可能とすることが必要ではないかと考えます。

4-258

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>

cc:  
件名: 著作権法改正要望事項について[4. 関連]

氏名: [REDACTED]  
所属: [REDACTED]  
住所: [REDACTED]  
電話番号: [REDACTED]  
意見: (46) (47) について

私的録音・録画補償金制度の見直しを要望する法改正に反対します。もともこの制度は、MDなどに自分のつくった音楽や会議の記録などを録音しても著作権者に一定の補償金が支払われるという欠陥の多い制度で、そうした欠陥を抱えたまま、その対象をデータ用のCD-RやCD-RW、ハードディスクなどに拡大される道を聞くことに強く反対します。CD-RやCD-RW、ハードディスクなどに限らず、メモリーカードにも携帯電話にも音楽を記録することができます。もし、今回、補償金の対象を決定する権限が、この制度の権利者を含むような第三者機関に移ることがあれば、この第三者機関とは全く関係のない用途で使われているさまざまな機器にまでも、その対象を広げて行く可能性があります。現在の制度では、たとえ購入したMDなどを会議などの録音に使用したとしても、それによって補償金の返還を求めるのは難しい状況です。また、補償金の分配のされ方についても疑問があり、例えば、JASRACに登録されていないような海外のアーティストの楽曲をMDに録音した場合、その補償金がそのアーティストにわたっているとは考えられません。一部の権利者のために、補償金制度が幅広く課され、その結果、パソコンをはじめとするさまざまな機器が値上がりするようなことは、日本経済にとって大きな損失であり、経済的合理性についても全くないと言っているように思われます。長期的には私的録音・録画補償金制度そのものの廃止を要望するとともに、今回の著作権法第30条第2項及び関連する規定についての改正の要望に対し、強く反対します。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:  
件名: 著作権法改正要望事項について[4. 関連]

氏名: [REDACTED]  
所属: [REDACTED]  
住所: [REDACTED]  
電話番号: [REDACTED]

意見: (37) について  
いわゆる公正使用（フェアユース）規定の創設については、これを進めることに積極的に賛成します。  
現行著作権法では、権利行使を制限する項目としては、第1条の「文化的所産の公正な利用に留意しつつ」といった二次的・消極的な文言しか存在しません。一方、独占禁止法は、21条に明らかなように著作権の濫用を制止する機能を持ち合わせておりません。  
こうした法制度の不備によって、新たな世代のコンテンツ配信サービスなどの導入が阻害されているとすれば、誠に残念な事態であります。また将来の権利行使の公正化を図る上でも、フェアユース規定が明文化されることには大きな意義があると考えます。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc: [REDACTED]

件名: 著作権法改正要望事項について【4. 関連】

文化庁長官官房著作権課 法規係 筒中

著作権法改正要望事項に対し、以下の通り意見を表明します。

氏名: [REDACTED]  
所属: [REDACTED]  
住所: [REDACTED]  
電話番号: [REDACTED]

意見:  
(46)および(47)に関して、専ら音楽データを劣化なしに記録する機器・記録媒体を除き、私的録音補償金制度を拡大して適用する事には反対します。  
(46)および(47)の要望書においては、CD-R/RWドライブ等の汎用機器・記録媒体を私的録音補償金制度の対象にすることを要望しています。しかし、これらの機器は本来音楽データ以外に用いられていたものであり、現状においてもその多くは音楽とは関係ない用途に用いられています。これらの汎用機器に対し、私的録音補償金制度を適用した場合、これらの機器を本来の音楽とは関係ない用途に利用している国民に対し、根拠のない課金をおこなうこととなります。もちろん、制度的には補償金の返還を求めることができますが、一部の権利者のために、本来の用途で用いるために機器を購入した、広い範囲の国民に、このような負担を強いるのは適切ではないと考えます。  
また、本来、私的録音補償金制度は劣化のないデジタル複製を対象にしていますが、近年のハードディスクレコーダーやシリコンオーディオは、その容量上、品質の劣化した圧縮音楽を記録することが殆どです。したがって、単純にデジタル音楽データであるからといって劣化のないデジタル複製と同様に扱うのは適切ではないと考えます。

上記のように私的録音録画補償金制度そのものの拡張には問題が多いため、(49)の私的録音録画補償金制度の廃止を含めた見直しに賛成します。

以上、意見を表明します。  
なお、本意見は所属している組織とは関係なく、一個人として提出していることを申し添えます。

意見: (4)「著作権等の制限」(66)(67)(68)(69)(70)について

1999年12月9日に公表された「著作権審議会第1小委員会」の「審議のまとめ」の中で、はじめて著作権関連で「学習障害」に関する問題が提起されたことは、大変画期的であったと捉えています。

ただし、同「審議のまとめ」では「学習障害者等の判断基準や範囲が現時点においてまだ確定しているとは言えないこと等の問題があることから、政府全体としての取組み等、関係各方面の検討状況を見ながら引き続き検討を行うことが適当」という形で、いわば「先送り」されてしまったことは大変残念なことであります。

しかし、文部科学省などを中心とした「学習障害」に対する施策の検討は着実に進展しており、学習障害の定義や判断基準に関しては、すでに「学習障害及びこれに類似する学習上の困難を有する児童生徒の指導方法に関する調査研究協力者会議」から1999年7月2日に公表された「学習障害児に対する指導について(報告)」及び「学習障害の判断・実施把握基準(試案)」において示されております。

さらに、これを受けて2003年3月28日に公表された「特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議」による「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」の参考資料として公表された「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査」(資料5)では、学習障害を持つ児童生徒数に関する予察的調査が実施されております。この調査は「全国5地域の公立小学校(1~6年)及び公立中学校(1~3年)の通常の学級に在籍する児童生徒41,579人を対象として、学級担任と教務主任等の複数の教員で判断の上で回答するよう依頼した」ものであり、「学習面(「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」)で著しい困難を示す」すなわち「学習障害」の疑いのある者が、全体の4.5%であるという結果になっています。

日本の義務教育段階の通常学級に在籍する児童生徒数が約1,100万人であることを考えると、実に50万人近い該当児童生徒が存在することになります。そしてこの4.5%という数字は、米国の先行する調査結果とも矛盾するものではないことを付記しておきます。

また、学習障害に関する施策の国全体としての位置づけとしては、2002年12月24日に公表された「障害者基本計画」における「重点施策実施5か年計画」に基づいて、2004年1月30日

「小・中学校におけるLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥/多動性障害)、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン(試案)」が公表されたことにより、教育分野を中心としたものではありませんが明確化されたものと理解されます。

以上のような情勢の変化を考慮に入れ、1999年12月の「審議のまとめ」で先送りとなった課題などに関して、著作権分科会におかれましては、再度検討いただけるよう強く要望いたします。具体的にはLD(学習障害)以外の困難を持つ人への対応も含め、以下の3点につき、検討いただきたいと存じます。

1. 「審議のまとめ」での「学習障害者等に対し、権利制限による様々な形態での視聴覚障害者に準じる「情報保障」の要望」に対して、その後どのような具体的検討が行われたのかを整理し、法改正の必要性についても提言いただきたいと存じます。
2. 「審議のまとめ」での「学習障害者等」の「等」のなかには、高齢者、上肢麻痺、知的障害、自閉症、などといった、様々な原因から「通常の印刷物」等からの情報入手が困難な人たちが含まれているものと理解されます。

残念ながら、現行の日本の著作権法で規定されている「障害者」とは、視覚、聴覚障害のみであり、欧米先進諸国などと比較すると、規定上も運用上も対象範囲が限定的であるという問題があると思います。また視覚、聴覚障害関係にしてもまだ対応が不十分な部分があり、このままでは、最近各方面で提言されている情報バリアフリー社会の構築にも支障が生ずる虞があります。早急な検討と対応を強く希望いたします。

3. 急速に進展する高度情報通信社会において障害者の社会参加を一層推進するため、障害者がIT(情報技術)を利用するうえで、著作権法が新たなバリア(障壁)となるようなことがあってはなりません。日進月歩の技術革新に呼応して法改正の作業を進めて行くには、多くの困難があると思います。今後は技術革新の後追いではなく、障害者の情報保証のために真に必要と考えられる公正な著作権物の利用については、いわゆる「フェアユース」の考えに沿って現行著作権法の見直し作業をしていただければ幸いです。

以上

FAX : [REDACTED]  
FAX はA4一枚以内をお願いします

氏名: [REDACTED]  
所属: (会社、学校もしくは職業): [REDACTED]  
住所: [REDACTED]  
電話番号: [REDACTED]  
意見:

(37) に関連  
(37)の項目でまとめられている、フェアユースの概念の導入に賛成します。  
公正使用の規定など一般的権利制限規定の導入は、現在の日本の著作権法規に欠けている視点であり、早急な導入が必要だと考えます。  
フェアユースについて法的に保証されていなければ、将来の日本の文化の発展はあり得ないと思われれます。

(39) に関連  
(39)の意見に賛成します。  
自己の所有する出版物等から自己の用に供するために複製を行うことは、法的に保証されるべきだとおもいます。

(41) に関連  
(41)の意見に反対します。

(43) に関連  
(43)の意見に反対します。

(44) に関連  
(44)の意見に反対します。  
技術的保護手段の多様化に対応して、とありますが、本来、保護手段の多様化は再生機器の対応などに問題が生じ、公共の文化にとってはマイナスです。  
問題のある仕様(音楽CDに採用されたCDS 200など)が採用された前歴もあります。  
文化の発展のためには、消費者とハードウェアメーカーとソフトウェアメーカーがともに納得できる統一した仕様で販売するように心がけるべきです。  
(44)の意見が法制化されれば、本来あるべき姿からの逆行を助けることとなります。

(45) に関連  
(45)の意見に賛成します。

(46) ~ (50) に関連  
これらの意見に反対します。

(57) に関連  
(57)の意見に反対します。  
図書館では、市場において入手不可能なコンテンツに触れることが可能です。  
こうしたコンテンツをコピーできないようにすることは、実質コンテンツの文化的抹殺です。  
コピー禁止にするなら、著作権者は市場に常識的な価格で提供することを義務づけられるべきです。

(58) に関連  
(58)の意見に反対します。  
図書館内の利用者に限定しなければならない理由が分かりません。

(61) に関連  
(61)の意見に反対します。  
日本の文化的発展を阻害すると考えます。

(63) に関連  
(63)の意見に賛成します。

(64) (65) に関連  
これらの意見に反対します。  
一部の著作権者の利益を確保するために、教育の貧困をもたらしてもいいとは思われません。

(66) ~ (76) に関連  
これらの意見に賛成します。

(77) に関連  
(77)の意見に反対します。  
図書館など公共の場での上演によって、映画に触れる機会を得る人もいるはずですが。  
著作権法は文化の振興を目的とした法規であり、著作権者の利益を間接的に追求するための法規ではないはずです。

(98) に関連

(98) の意見に賛成します。  
著作物の利用者の権限が国際標準に近づくとともに、実演家人格権としての同一性保持権に関する著作権法90条の3とも整合性がとれることとなります。

(99) に関連  
(99) の意見に賛成します。  
小学校で生徒が漫画やアニメのキャラクターを描くと、教師から著作権侵害であると注意を受ける場合があると聞いたことがあります。  
模倣が出来なければ、絵を描く技術力は低下するでしょう。  
過度の著作権適用は、文化発展の阻害にこそなれ、文化の発展につながるとは思えません。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>  
cc:  
件名: 著作権法改正要案事項について[4. 関連]

氏名: [REDACTED]  
所属: [REDACTED]  
住所: [REDACTED]  
電話番号: [REDACTED]  
意見: (37) について  
フェアユース規定を創設して、欧米同様のITMSのサービス開始を要望します。  
以上

宛先: ch-houki@bunka.go.jp  
cc:  
件名: 著作権法改正要望事項について【4. 関連】

文化庁長官官房著作権課法規係御中  
以前もパブリックコメントをお送りした、[REDACTED]と申します  
(53)ですが、もしこれが図書館における著作物の複製に強い  
制限が加えられるのであれば、強く反対します。

TEL: [REDACTED] / Mobile: [REDACTED]

宛先: ch-houki@bunka.go.jp  
cc:  
件名: 著作権法改正要望事項について【4. 関連】

件名: 著作権法改正要望事項について【4. 関連】

文化庁長官官房著作権課法規係 御中

著作権法改正要望事項に対して、以下の意見を提出いたします。

【1】 氏名及び所属 (会社名・学校名等又は職業)

氏名: [REDACTED]

所属: [REDACTED]

※提出する意見は個人の見解であり所属する組織とは無関係です。

【2】 住所及び電話番号

住所: [REDACTED]

電話番号: [REDACTED]

【3】 意見

著作権法改正要望事項について【4. 関連】

4-2 (46)および(47)について、意見を述べます。

(46)(47)は私的録音録画補償金の問題です。

私は、(46)(47)には反対です。

データ用CD-R/RWドライブ、パソコンなどの汎用機器・記憶媒体は、あくまでも「汎用」であり、音楽やテレビ番組などの録音や録画は、数多くある用途のうちほんの一部でしかありません。たとえば、私や私の知る多くの人の場合、自ら作成した文章やソフトウェア、自ら撮影した写真データなど、作成者自身が権利を持つデータの保存や他者へのデータの受け渡しにCD-Rを使用しています。また、Linuxなど、緩やかな条件に従えば自由に利用、コピーや再配布が可能なフリーソフトウェアを使用したり、他者に配布するためにもCD-Rを使用しています。これらは私的録音録画とはまったく無関係なのに、私的録音録画補償金を取られるのはおかしいことです。それだけでなく、CD-Rやパソコンの利用に対して萎縮効果をもたらし、日本の文化の発展やIT産業の振興を阻害する要因になりかねません。したがって、私は(46)(47)に反対します。

(以上で意見は終わりです。)

氏名: [redacted]  
所属: [redacted]  
住所: [redacted]  
電話番号: [redacted]  
意見:

○ 一般的な権利制限規定 (いわゆるフェアユース規定など) の導入  
(37) 公正使用 (フェアユース) の規定など一般的な権利制限規定の導入  
(38) デジタル時代に対応した一般的な権利制限規定の導入

(37) (38) には、わが国の著作権法に、一般的な権利制限規定を導入すべき、と  
のことです。著作権法は、長期にわたり著作物を保護することにより、そ  
うであるならば著作権者と利用者の公平性から必要とされます。な  
ぜならば、長期にわたり保護することによって発生する権利者と利用者の利害に  
対立に際して、利害関係の基準をしめすフェアユースは必要なことであり、また法が長  
期にわたって保護していることは、特許とちがいで、短期に強力に利益を回収するこ  
とではなく、長期にわたり緩く利益を得ることを予定しているものであるといえます。  
また特に、技術の進歩によりあらたな紛争が出現した場合、第1次的に判断を下すの  
は裁判所であり、裁判所がその時代に応じた判断をしめすように、事前に裁判所委  
託の基準となるもの (アメリカのフェアユース規定とは裁判における具体的判断委  
託の一部である) を一定程度準備しておくことは、ドッグイヤーと揶揄されることも  
ある現代においては、新たな技術やサービスにたいする対処の方法として適切である  
と考えます。

そうであれば、わが国だけ、他の国ではより消費者に便利であることから普及して  
いるサービスを受けられぬ、または新たなサービスの発展を阻害するというよう  
な、社会的な損害をもたらしかねません。  
加え、2004年5月27日改訂の知的財産推進計画において「コンテンツの保護を強化す  
る一方で、権利者の利益と公共の利益とのバランスに留意することが必要であり、社  
会的に必要と考えられる公正な利用を促進する観点から、著作権法の「権利制限規  
定」の在り方について、2004年度に、検討を進める」ともあります。これの意味す  
ところは強化するのではなく、それによってもたらされる弊害の防止のために、制限  
規定を拡充するということでもあります。そもそも現在の長期の保護は原初の著作  
権法の予定するところではなく、にもかかわらず権利の発生は以前と異なり、簡  
便な無方式主義をとるといったように、既に制度的な偏りがみられるのが現状であ  
ります。  
とすると現状においてすら、公共のための権利の制限に比べ、権利保護に傾いて  
いるという評価ができるものであります。そして、全社会的な価値判断が必要となる  
保護期間延長といった権利強化政策よりも、現状規定のバランスという点でより  
急務の課題であるといえます。  
したがって以上により (37) (38) に賛成します。

○ 私的使用のための複製に関する制限 (技術的保護手段に係る事項を含む。)  
(39) 私的複製について、自己の所有する出版物等から自己の用に供するための複  
製 (執務用を含む) を行うことに対する著作権等の制限  
これにたいしては、通常の一般人の感覚から考えて許されてしかるべき事なので、賛  
成します。

しかし、このような社内コピーにおける問題の発生原因は、著作権法第30条1項の  
文言、「家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において」というものを、社会コ  
ピーや作成した著作物を営利活動に用いることを特に排除していないにもかかわらず  
、「家庭内」という文言できわめて限定的に解していることにより発生するもので  
あります。したがってこの文言を「限定的、かつ閉鎖的な社会的範囲において」と  
することにより、このような問題に対処すべきであります。

(40) 公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器による私  
的複製に対する著作権等の制限の例外を、出版者から著作物が複製される場合にも適  
用する。  
これは、附則第5条の2を廃止せよというもので、その理由として著作権の集中処理  
機関が整備されてきたことを理由としてあげています。しかし、雑誌、書籍などの現  
状をみると、権利処理機関の網羅性にはいまだ十分な点があり、またこれらの機関  
に権利があると、利用者には推知させるほど社会的認知をえている状態ではありませ  
ん。集中処理機関の性質をみますと、ある程度の経済的必要性がないと成立せず、一定  
レベルの余地がないまま、このような附則を廃止すると、収入不足などで機能が機能  
せず、実質的に複製を全面的に禁止してしまうような状況がうまれかねません。  
(実際に実演家のための権利処理は収入をもつてしても赤字で、カラオケによる著作  
権収入をこれにあてていたという状況が存在します)  
したがって、附則廃止は時期尚早と言わざるを得ず、これに反対します。

(41) 私的複製に対する著作権等の制限について「個人的に使用する場合」に限定  
著作物は物としての面を有しており、家族全体で一つの著作物を共有したりすること  
は十分にかんがえられます。これによりまずと家族内で同一アーティストに対し数  
人がファンである場合、音楽CDやMD等に転送し、楽しむためには、1家族内に同じCD

がファンの人数分なければ違法となり逮捕起訴されるという、非常に理解しにくい状  
態におちいります。(民法の共有規定をあまりにも無視しすぎている)  
また、他人のために録音行為をおこなった者を、同様に逮捕起訴されるような状況を  
うみだすことが、社会として是認されえとは到底おもえません。  
これは、社会的にみて相当とおもえる行為について、かなりの部分を違法たらしめる  
ものであり、是認するものではなく、およそ常人の考えることとはおもえない規  
定であります。

したがって、以上により反対します。  
(42) 私的複製に対する著作権等の制限について「著作権者の正当な利益を不当に害  
する場合」を除く。  
そもそも、私的複製は複製しても「著作権者の正当な利益を不当に害さない」と考え  
られているから設けられている規定であり、これを条文として規定することは論理矛  
盾にあたります。デジタル化したからといってこのような面はかわらず、また技術の  
進歩にあずかれる場合の措置として私的録音録画補償金制度が設けられています。  
また、このような文言を一般的な権利制限規定のフェアユース規定に用い、裁判上で争  
い判断がしめされることが妥当と考えられる状況では、意味がある規定ですが、個  
別の定型的限定的権利制限規定である私的複製に、このような抽象的文言をもちこ  
めることは、明確性を害し、法的に不安定な立場にたさせるものであります。

したがって、このことには反対します。  
(43) 私的複製に対する著作権等の制限について「権利侵害物であることを知らな  
がら行う場合」を除く。  
これは、未必の故意でおこなうことに対して処罰せよ、というものでありますが、現  
状の社会を鑑みるに、妥当といえるものではありません。  
例えば、Web上の画像掲示板のように、著作権を侵害しているような投稿がされ、  
サイト訪問者に見たり、また一般Webサイトからしてそのような情報があるこ  
とは稀ではありません。このことを知っていた場合、逮捕起訴されることから、2  
度と訪問することはできません。このことは、ネットという、複製がある種不可  
避で、サイト巡回者側で権利侵害部分を回避することが不可能な場合、致命的な状況  
をもたらすものであり、サイト巡回行為そのものが刑事罰を覚悟しなければできな  
いようにすることは、とても是認するものであるとはいえません。

(44) 「技術的保護手段」について、支分権対象行為を直接制限するものだけでなく  
、DVDビデオにおけるCSSのように、視聴可能な複製物を作成させないようにするこ  
とで複製を防ぐものもあるなど、その多様性に鑑み、その定義を見直す。  
いわゆる「技術的保護手段」の回避手段は刑事罰の対象であり、刑法の基本原則の罪  
刑法定主義からいって、定義規定が明確である必要があります。また社団法人コン  
ピュータソフトウェア著作権協会の意見は前提を間違えた議論であり (特定のプログ  
ラムに反応する機器は規制対象である) にくわえて (44) のように改正するなら  
ば、「回避」の定義も変更をもとめられることになる。例えば現状CDやDVDのド  
ライブは記録された情報のエラー訂正能力をもっているが、この機能が違法となるお  
それもある。

したがって (44) には反対する。  
またD.C.S.S.に関しては、個人が正当に購入したものを他の機器で再生できるよ  
うにするために開発された側面があり、機能としての一部をあげつらい、規制をおこ  
なうというのではないは是認するものではない。権利者の指定する特定の機器のみに  
限り再生を許可する、というものは消費者利益を害するものであり、安易な立法をお  
こなうべきではない。これに対しては、公平の見地から再生制限手段をもちいるなら  
は、権利を保護している期間の間、再生機器の提供をつづけるという責務を権利者に  
課すべきである。

○ 私的録音録画補償金  
(46) 私的録音録画補償金の対象機器等の見直し (パソコン内蔵あるいは外付けの  
CD-R/RWドライブ、データ用CD-R/RW等のいわゆる汎用機器・記録媒体やハードデ  
ィスク内蔵型ポータブルオーディオプレーヤー等の追加)

(47) 私的録音録画補償金の対象機器等の政令指定方式の見直し  
(46) (47) の私的録音録画補償金の制度は、対象機器を私的に録音や録画に用  
いないのに、一定の金銭を支払うことが往々にして生じることが制度上の欠点  
であります。また、私的な録音録画に用いないことを証明した場合返金されます  
が、この証明責任は利用者側が負っており、加えて労苦をかけて証明してもわずか  
な金額しか返金されないという法制度であります。このような状況下では、対象機器  
がもつた私的な録音、録画につかわれるということも、社会的に認知されている  
状況でなければ、社会的な公平さからみて、課金を是認するものではありません。  
HDDやCDドライブは汎用機器として相当数が産業用につかわれており (サー  
バー、企業内PCなど)、とても対象となる機器とは考えられません。また、対象を  
汎用機器にまで拡大することは、権利者と機器利用者との公平さを、証明責任などが

らいつて、過度に害するものであります。  
また、(47)には社会的認知を議論するという合理的理由が存在すること、周知させる必要からいつて適当なことから、かえる必要がみとめられせん。  
以上により(46)(47)には反対します。

(49) 私的録音録画補償金制度の抜本的見直し(技術的保護手段との関係、制度の運用凍結又は不適切部分の廃止等)  
コピー制御技術によって私的録音や録画を禁止しておきながら、制度があつめた補償金をうけとるというものは、2重に利益を受け取り、また消費者をある種欺くともいえる行為といえます。したがって、このような業者に対しての配分を見直すということには社会正義、公平性からいつて理由があります。したがって(49)に賛成します。

(50) スキャナーやスキャニング機能を備えたデジタル機器について、補償金を受ける権利を出版者に付与する。  
スキャナは一般にデジタル複製にもちいられるとはいえない状況であり、(OCRソフトによる名刺読み取り、自身が写した絵やフィルムをスキャンしてパソコンで画像補正を行う等)、また通常、膨大なページによる出版物を個人がスキャニングすることは到底考えられせん。発想があまりにも飛躍しすぎており、要求に理由がありません。よつて(50)には反対します。

○ 図書館に関する制限

- (51) 第31条の「図書館資料」に他の図書館から借り受けた図書館資料を含める。
  - (52) 図書館等において、官公庁作成広報資料、報告書等については「一部」ではなく「全部」につき複写による提供ができるようにする。
  - (53) 第31条により著作権等の複製権が制限される施設を拡大する。
  - (54) 図書館等に設置されたインターネット端末から図書館利用者が著作物を例外的に許諾を得ずにプリントアウトに対する著作権等の制限
  - (55) 「再生手段」の入手が困難である図書館資料の保存に対する著作権等の制限
  - (56) 図書館等による図書館資料の公衆送信(FAX・インターネット等)に対する著作権等の制限
- (57) ~ (56)は、万人の文化の発展に奉仕する、後世のために文化的遺産を保存するなど、の図書館の公益的、公共的使命、それを遂行する機関として適当なものである。よつて賛成する。

(57) 第31条にいう「調査研究」から、「商業目的の調査研究」を除外する。  
一般に図書館において保存されている貴重な文献、資料は貸し出し禁止扱ひされていることが多く、これらの本が研究開発目的に必要な場合、手元に資料をいつて開発することができない、という社会的に見て不合理な結果をもたらします。これにより、民間企業等においての技術、新物発案能力が低下し、わが国の産業能力を減退させることが考えられます。また、「商業目的」であっても、文化の発展に寄与するものであり、これを規制することは、著作権法第一条の目的規定に反する結果をうむものであります。  
以上により(57)には反対します。

(58) 第31条にいう「利用者」を図書館内の利用者に限定する。  
図書館には、広さ、収集能力、建物の物理的制限があり、全国どこでも望んだ本があるとは限りません。ある研究において、どうしても当該資料が必要である、ということは往々にしてあることであり、手元に資料をおき研究するためには、所蔵してある図書館に出向かなければならないとすると、労力や移動費用といったコストが増大し、ひいては研究を断念し、そこまでいかなくとも研究全体のレベルが低下することは十分に考えられます。  
よつて、文化の発展に寄与するとは考えられえないものであります。  
したがつて(58)には反対します。

(61) 図書館における複製に対する補償金支払いを義務付ける。  
法律によつて利用者から対価をうけとつてはならないとする公共図書館において、このような事項を設けることは、自治体の財政難によつて、図書館予算が削減されているなかでは、さらにおたらしく購入する本を減らすか、そもその複写サービスを断念するか、という選択をしなければならぬ状況におちいります。また、このような補償金を負担することができる一部の富裕層のみしか文化の恩恵にあずかることができる状況をうみだしかねず、社会全体の文化的発展を法の目的からおおきく外れることになりかねません。  
したがつて(61)には反対します。

○ 教育に関する制限

(64) 学校等の教育機関における複製に対する補償金  
学校教育は公益に属する部分が多大であり、その機能として低所得層の子が公教育

によつて高所得をえることを可能にさせるという「階層移動」の機能(機会の平等)も重要な機能であります。この案は、教育の負担をたかめるものであり、費用負担能力のある親ほど、その子女にたいして豊富な著作物に触れさせることができるといふ状況にさせるおそれがあります。結果として、教育のレベルの差をうみ、それによつて階層の固定化が進むといつた、社会上の不正をもたらしものであります。よつて、著しく社会公正としての面から相容れない(64)には反対します。

○ 障害者に関する制限

(66) ~ (76)においては、著作物に対するアクセスから、健常人と比べて、劣位する立場に置かれてる者を保護しようといふものであるから、著作権者の利益を特段、害しないとみとめられる程度において制限を拡張することは是認するものであります。よつて(66) ~ (76)に賛成する。

○ 非営利・無料・無報酬の上映等に関する制限

(77) 非営利・無料・無報酬の映画の著作物の「公の上映」に対する著作権等の制限の撤廃  
撤廃などが無償で上映されることを禁止すべき、というものであるがこれは単なる権利者のエゴともいえる利用負担能力は人様々であり、享受できる程度にも差があるものである。料金を払うことができる一部の者だけが、文化の恩恵にあずかることにならないようにするための防止として、この図書館等において非営利かつ無償で著作物を公衆に提示するような場合にかぎつて、権利の制限が著作物にされているべきであります。これは文化の発展を全社会に広く行き渡らせることを目的とする著作権法にないものであり、著作権法によつて特別に保護されている、あまたの世に発表される著作物は、保護の見返りとして当然にこの制限を予定し、権利者にもとめていふべきであります。  
この特に映画の著作物にかぎつて例外を多くみとめさせようとする映画産業の行為には憤りを感ぜ得ないものであつて、以上により(77)には反対します。  
(78) 店頭でもデモ等のための上映権・公衆への伝達権に対する著作権等の制限  
これは著作権法に規定している「営利目的」を限定的にせよ、というものであります。私は著作権法に規定する営利とは、著作物の提供行為によつて、直接に、利益をあげていふこととみとめられる場合にかぎるべきと考えており、間接的な提供行為、たとえばディスプレイ性能表示のための上映といったことを違法とするのは、社会的妥当性を欠くと評価できるものです。  
よつて(78)に賛成します。

(80) 書籍・雑誌の貸与権が制限される要件の一つである「無料」の要件の明確化  
(81) 書籍・雑誌の「営利・無料」及び「非営利・有料」による貸与を権利制限の対象とする。  
(80)、(81)は必要なことでありますが、著作権法の営利性の判断には、商法における営利性の判断はもちいられているくらいがあり、この場合には著作権法の目的にそつたかたちで、「営利性」を明確化、限定化すべきであると考へます。

○ 人格権の制限

(98) 同一性保持権(第20条)の内容を「意に反して」から「名誉声望を害する態様で」に改める。  
これは同一性保持権を限定的なものにしようといふことであります。もともとわが国の同一性保持権は、国際的に比較して特別に厳しいものであり、直接比較しにくい英米法系のアメリカ著作権法はともかく、おなじ大陸法系をとっている国でもこの権利を制限しているか、別の制限規定を設けているものであります。もともと、人格権に類する部分は、氏名表示権さえもられていれば、特に著作権を害することはなく、第20条のように特に厳しい規定をおくことにより、「著作物の上に重ねられる著作物」といふ発展を阻害することも十分に考えられます。  
以上により、国際的な規定とバランスがとれるこの(98)にたいして賛成します。  
(99) 著作物の複製物を、個人的又は家庭内その他これに準ずる、限られた範囲内  
使用するための改変に対する人格権の制限  
これはある限られた範囲内においては同一性保持権を制限すべき、というものであります。著作物としての名誉が害される場合は、そのように改変された著作物が広く公衆に提供された状態であつて、そのようにはありません。この段階を侵害してないといふと評価することは、理にかなつていないものであります。  
改変した著作物を作つたあとで同意をえるといふことは、往々にしておこなわれていることであり、同意されなかつた場合、即違法となり刑事罰の対象となるといふことは、著作物のうえに新たな著作物をつくる、といふ創作のサイクルを破壊し、著作権の目的にもとる結果になりかねません。  
事前の同意をとりつけるべき、との意見もありましようが、「事前の同意」とは、表現に対する制限を意味するものであり、必要最小限度にかぎつて表現を規制するといふ「表現の自由」の法理から、重大な疑義をもたらします。



したがって私は(99)、特に252頁の意見に賛成します。

○ その他  
(103) 著作権制限規定から楽譜を除外する。  
この規定は、楽譜を著作権法において特別あつかいすべき、というものであります。  
楽譜集を購入したものが、その合理的な使用の範囲内(演奏する曲のみコピーする)  
であれば、特段権利者にたいして被害をあたえるものではなく、また行為として自然  
なものであります。加え、この案がしめしていることを実行すると、個別に  
ある楽譜を購入しないかぎり、演奏会では分厚い本の楽譜をもちこんだり、学芸会な  
どで一曲演奏するために本一冊購入したりとすることが求められる、という結果にな  
ります。このようなことを、著作権法が求めているとは到底理解されえないもので  
あり、また全体の文化の発展に寄与するとは考えにくいものであります。  
したがって(103)には反対します。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>

cc:

件名: 著作権法改正要領事項について[4. 関連]

氏名: [REDACTED]

所属: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

電話番号: [REDACTED]

意見: (41) 及び(46)について

反対します。  
一連のお金が取れそうなところから、とにかく取る、何重にでも取るという考え方、  
消費者に不自由を強制する、権利ばかりを主張している音楽業界に嫌悪感を抱きま  
す。  
以上

宛先: ch-houki@bunka.go.jp  
cc:  
件名: 著作権法改正要望事項について(4. 関連)

氏名: [REDACTED]  
所属: [REDACTED]  
住所: [REDACTED]  
電話: [REDACTED]  
意見: (37)について

最近の日本における著作権状況を鑑みると、著作権者への過度の保護によって著作物の利用が過度に制限され、その結果、市場そのものが縮小したり、新規事業の登場が阻害されたりしているように見えます。

端的な例としては、欧米で大人気を博しているオンライン音楽提供サービス「iTunes Music Store」(iTMS)が、なぜか日本では一向に開始されないことが挙げられます。

INTERNET Watch の記事「NTT Com、音楽配信事業の現状と課題に関する説明会音楽配信サービスは「違法配信への対抗措置」として推進」[\*]において、NTTコミュニケーションズの星名信太郎氏は

iTunes Music Storeの成功要因として、iPodという強力なデバイスの存在、メジャーレーベルをほぼ網羅した品揃え、1曲99セントという低価格、ゆるやかなDRMなどを挙げた。特にDRMについては、iTunes Music StoreではiPodへの転送回数は無制限、CD-Rへの書き込みも可能、PC間でのコピーも5台まで可能となっており、現在の国内の音楽配信サービスと比較してかなりゆるやかな制限となっている点が、ユーザーに支持されたのではないかと分析した

とされています。一方、同記事において、東芝EMIの山崎浩司氏は

米国ではフェアユースの考え方が根付いているために、CD-Rメディアへの書き込みなどもゆるやかになっているが、日本では現時点ではこうしたバックアップを認めるスタンスにはない

と発言した、とされています。

[\*] <http://internet.watch.impress.co.jp/cda/news/2004/07/23/4005.html>

欧米各国と日本とで、消費者の嗜好が大きく異なるとは考えられません。欧米と同様の条件が認められた上で、日本でもiTMSが開始されれば、市場から大きな支持が得られると考えられます。「日本では現時点ではこうしたバックアップを認めるスタンスにはない」ことよって、新たな市場の創造が阻害されているのです。これは、著作権者自身にとっても、大きな損害であると考えられます。

このような状況を改善するために、米国著作権法 107 条に準拠したフェアユース規定の新設を強く望みます。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp  
cc:  
件名: 著作権法改正要望事項について(4. 関連)

氏名: [REDACTED]  
所属: [REDACTED]  
住所: [REDACTED]  
電話番号: [REDACTED]  
意見:  
(99)関連。  
私的な改変は同一性保持権を侵害しないことの明記を求める。

私的改変は同一性保持権を侵害しない。  
本や新聞などのスクラップの例を見れば明らか。  
現在の法律は文面通りに読めば、それでも侵害となってしまう。  
運用できちんと判断されていけばよいが、  
テクモ裁判で私的改変も侵害だとされている  
ということは、現行法の上では厳密に法解釈をすればスクラップをただで  
懲役何年になってしまうわけで、  
自分はスクラップをしてるんだ、と言っていると、家宅捜査に踏み込まれるという  
ことになる。  
これは現行法が私的なものは同一性保持権を侵害しないことを明記していない  
ための弊害、心配であり、明記をしていけば裁判所も現実に即さない判断をすることもない。  
よって、私的な改変は同一性保持権を侵害しないことの明記を求めるものである。

以上

宛先: ch-houki@bunka.go.jp  
cc:  
件名: 著作権法改正要望事項について[4. 関連]

氏名: [REDACTED]  
職業: [REDACTED]  
住所: [REDACTED]  
電話番号: [REDACTED]

細目(46)(47)について

- 音楽を聴くことのできる危機は多様化していて一元的に捉えることは不可能である。
- デジタルの時代において管理する側が行おうとすれば可能なことをあえて一元的に「保証金」などという名目で人間の行為をならすことは憲法11条に反する。
- 私的録音は明文化された個人の権利であり、新たに課金を行われるものではない。

携帯電話、デジタルカメラ、PDA（電子手帳）、パソコンなど、音楽を保存し聴くことのできる機器は多様化している。携帯電話は電話としてしか使わない者もいれば、カメラやメール機能を多く使う者もいる。それで音楽を聴く者もいる。デジタルカメラもカメラとして使わない者の方が圧倒的に多いが、音楽を聴くことのできる機種も多々存在する。PDAも同様に電子手帳としての使われ方が主流であるが、音楽を聴くこともできることが多い。またパソコンも同様で、業務でしか使用しない者もいれば音楽の聴取に使用することもある。

携帯オーディオプレイヤーと同様である。容量の巨大化するオーディオプレイヤーはもはや音楽を聴くための機器ではな  
い。パソコンやデジタルカメラなどのデータ保存に使用する者も多数存在する。  
同じ「1万曲を保存できる」プレイヤーを購入した者でも1000曲しか保存してい  
ないもの、8000曲も保存している者など、1000曲単位で使われ方が異なる。

これらを一元的に捉え一律に保証金という名目で課金することは暴挙に他ならない。

さらに私的録音は個人がソフトウェアを購入する際に「買い取る」権利である。これはソフトウェア製品にもきちんと明記されている事実である。

二重に支払われることはすでにMDというメディアで行われているが、これは搾取であって何ら権利の保護には当たらない。

また、これらの何重にもわたる搾取は文化保護には全くつながらないばかりでなく、著しい人権侵害である。

欧米を見習った著作権法を目指すのであれば人権との共存を先に考えるべきであり、「誰の目にも耳にも触れられない文化」を生産する結果を生むような法律は憲法違反であることはあっても、文化反映につながることは決してない。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp  
cc:  
件名: 著作権法改正要望事項について[4. 関連]

氏名: [REDACTED]  
住所: [REDACTED]  
電話番号: [REDACTED]

意見:

(37)について

現行の著作権法第1条には

「この法律は、著作物並びに興演、レコード、放送及び有線放送に関し  
著作権者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の  
公正な利用に留意しつつ、著作権等の権利の保護を図り、  
もつて文化の発展に寄与することを目的とする。」

と記されています。  
「文化的所産の公正な利用」のためには  
フェアユース規定の創設が必須と考えます。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp  
cc:  
件名: 著作権法改正要望事項について[4. 関連]

氏名: [REDACTED]  
所属: [REDACTED]  
住所: [REDACTED]  
電話番号: [REDACTED]  
意見: (37)について

概要:  
(37)の意見を支持します。

説明:  
■ (37) 公正使用 (フェアユース) の規定など一般的権利制限規定の導入 に関して

昨今の著作権の強化に向かう政策は、権利者のみを保護するものであり、利用者や消費者を考慮せずにこのような政策を採ることは、ひいては社会的・文化的な豊かさを損なうことにつながると考える。

そもそも、日本の著作権法においては、このような社会的・文化的な豊かさが何に起因するものなのか明記されておらず、公正使用 (フェアユース) の規定を盛り込むことは、利用者や消費者を考慮することになり、非常にバランスのとれたものになると考えられる。

このため、(37)の意見を支持する。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>  
cc:  
件名: 著作権法改正要望事項について[4. 関連]

文化庁長官官房著作権課 法規係 御中

著作権法改正要望事項に対し、以下の通り意見を表明します。

氏名: [REDACTED]  
所属: [REDACTED]  
住所: [REDACTED]  
電話番号: [REDACTED]  
意見: (46)について

(46)についてですが、反対です。  
不正を行っていないユーザーにとって補償金の拡大は業界の暴利にしかありません。  
加えてパソコン、周辺機器、データメディア等は録音・複製だけの観点で考えるには意見が偏りすぎています。  
1億総クリエイターの時代ですから自ら作成したデータを保存するためにも使用しますし業務としても使用されています。  
全てが音楽、映像に委ねられているわけがないのですから補償金をそれらにまで拡大することは行き過ぎだと考えます。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc: [REDACTED]  
件名: 著作権法改正要望事項について[4. 関連]

著作権法改正要望事項について [4. 関連]

氏名: [REDACTED]  
所属・職業: [REDACTED]

住所: [REDACTED]  
電話: [REDACTED]

意見:

・他の作者の利益を不当に害さない範囲での著作権促進の観点からも、フェアユース規定の導入には賛成である。

・米国の図書館ですでに問題となっているが、複製制限に関し、技術的保護手段を回避することそのものを禁止したために、その著作物が（絶版・出版社の倒産などで）入手困難になった場合に著しく利用が困難となる問題がある。また、著作権の保護期間を経過したものについて、本来認められるべき利用が不可能となる場合も懸念される。以上のことから、技術的保護手段の回避そのものを全面的に禁止する条項は、現存する条項を含め緩和を望みたい。もちろん、（フェアユースの範囲を超えた）著作物の不当な複製に用いる行為が現実に行われた場合に、あわせて処罰の対象とすることには反対しない。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc: [REDACTED]  
件名: 著作権法改正要望事項について[4. 関連]

氏名: [REDACTED]  
所属: [REDACTED]  
住所: [REDACTED]  
電話番号: [REDACTED]

意見:  
(42) 関連。  
私的複製については、一般ユーザーが法に反することなく、一般的な文化秩序のもとに音楽等の著作権を使用するために重要な制限規定である。営利企業においては、その私的複製の範囲は狭いにこしたことはないだろうが、決して企業の立場から考えるのではなく、著作物の健全な使用・文化発展の面から規定は決められるべきものであり、いたずらに私的複製の範囲を狭める方向に規定を改悪しないことを要望する。

以上

宛先: ch-houki@bunka.go.jp  
cc:  
件名: 著作権法改正要望事項について[4. 関連]

氏名: [REDACTED]  
所属: [REDACTED]  
住所: 〒 [REDACTED]  
電話番号: [REDACTED]

意見:

(37) について、私は賛成します。

アメリカでアップルコンピュータが行っている音楽配信サービスiTMSは、私でも対価を払って楽曲を購入したいと思うだけの魅力があります。

しかし、日本の著作権法にフェアユースの概念が明文で定められていないため、iTMSと同程度のDRMのサービスは行えない、と東芝EMI ニューメディアグループ副部長を務める山崎浩司氏は述べています。

これは音楽販売業者、聴き手共に損失の大きい事態だと思います。よって、私は(37)の意見に賛成します。

(41) について、私は反対します。

この要望が実現すると、子供や機械の操作が不慣れな人によって同一世帯内でも他人が録画操作を行うたびに、即違法行為を犯すこととなります。

これは録画機器の使用実態を無視していますし、これで権利者の利益が確保できるとも思えませんので、(41)の要望に、私は反対します。

(42) について、私は反対します。

「正当な利益」「不当に害した」の定義が曖昧です。恣意的な運用を招く恐れが高いと思いますので、私は(42)については反対します。

(43) について、私は反対します。  
(44) について、私は反対します。

(46) について、私は反対します。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>  
cc:  
件名: 著作権法改正要望事項について[4. 関連]

氏名: [REDACTED]  
所属: [REDACTED]  
住所: [REDACTED]  
電話番号: [REDACTED]

意見: (41) について

(41)は、著作権法第30条1項の目的を「個人的に使用すること」に限定せよというのですがこれでは(インターネット上の赤の他人ならともかく)個人間でCDの貸し借りも違法になってしまう可能性も高くなってしまいます。それではちょっと(41)の内容は厳しすぎると私は感じますので(41)に反対します。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>  
cc:  
件名: 著作権法改正要望事項について[4. 関連]

①  
②  
③  
4. 著作権等の制限関連

要望中、「フェアユース規定」の導入についてこれを切望する声が多く見られますが、現状で「文化的所産の公正な利用」への留意が不十分で、均衡を欠いていることは明らかであり、また導入によって権利者の利益を害するものでなく、導入しない理由はないものと思われま

す。また、要望中には触れられていませんが、いわゆる「技術的保護手段」について、いまや自動車でも車内LANに関する技術が開発される時代、産業界ではソフトウェアに関する技術とその互換性といったものが大きなポイントとなっており、互換性を要するプログラムについてプロテクトをすることにより事実上リバースエンジニアリングを禁じ、力のある大手完成品メーカーが中小のパーツメーカーやアフターパーツメーカーを支配しまたは市場から締め出すことに悪用するケースがアメリカ等で散見されます。不正となされる通常のリバースエンジニアリングは正当な競争行為であり、自由な競争を不当に制限することのないよう、また市場の独占・寡占を招くことのないよう配慮し、技術的保護手段の回避行為に例外を認めるべきであると考えます。

\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*

送付先アドレス: [ch-houki@bunka.go.jp](mailto:ch-houki@bunka.go.jp)  
件名: 著作権法改正要望事項について [4. 関連]

文化庁長官官房著作権課 法規係 御中

著作権法改正要望事項に対し、以下の通り意見を提出致します。

氏名: [REDACTED]  
所属: [REDACTED]  
住所: [REDACTED]  
電話番号: [REDACTED]

意見: (53) 及び (89) について

- (53) 第31条により著作権等の複製権が制限される施設を拡大する。  
「著作権の複製権が制限される施設の拡大に病院図書室（館）における複製を追加すること。」
- (89) 医療機関における複製に対する著作権等の制限  
「著作権の制限に病院図書室における複製を追加すること。」

私は、病院図書室に勤務して31年になります。この間、わが国の医療制度の変化に伴い国民（患者）の医療に対する意識も大きく変化しました。

現在、診療に際しては、医療従事者との信頼関係と患者の人権を重視した患者中心の医療を前提にインフォームド・コンセント、患者の知る権利、治療法を選択できる自己決定権など、患者の基本的な人権を尊重した医療が行なわれるようになってきている。

しかし、病院図書室は、国立の2病院を除き著作権法第31条に定める複製権が認められる施設（著作権法施行令 第一章の二）には含まれていない。

臨床医療の最前線を受け持っている病院、その中の図書室（館）では、必要としている複製はすべて患者の診療に使われる文献であると言っても過言ではない。災害発生時、事故等緊急を要する治療の文献が、「人命」に関する文献であっても、その文献の複製、入手に「著作権法施行令」を盾に病院図書室は複製を緊急に入手することが出来ないことがあることも事実である。また、大学では認められる研修医の資料の複製も病院図書室では認められていないことに矛盾を感じる。臨床研修指定病院の図書室においては、将来わが国の医療を担う研修医に、大学と同様な文献の複製の提供をすることはできない。

著作権法成立後の時代の変化と医療の情報環境の変化は、国民の健康や医療に対する考え方にも波及し医療制度にも影響を及ぼしている。近年では、病院職員を対象とした医学図書室のみならず、患者への医療情報の提供を目的とした患者医療図書室（館）が誕生し、複製の問題は、患者医療図書室（館）においても問題が生じることが予想される。

これらの変化を踏まえて、著作権等の複製権が制限される施設を是非拡大するよう、法改正をお願い致したく、ご検討のほどよろしくお願い申し上げます。

- 賛成項目 (51) ~ (56) 図書館に関する制限
- (86) ~ (89) 医療に関する制限
- (101)・(102) その他

尚、この発言は個人の見解であり、所属機関を代表するものではありません。以上  
4-286

著作権法改正要望事項に対し、以下の通り意見を表明します。

氏名：[redacted]  
所属：なし（一個人としての意見です）  
住所：（記入の必要性を認めませんので省略いたします）  
電話：（記入の必要性を認めませんので省略いたします）  
※もし連絡の必要性が生じた場合は、本メールの返信先へ御連絡ください。  
意見：以下の通りです。

----- 意見ここから -----

【4. 著作権等の制限】  
「私的使用のための複製に関する制限」  
(39) ~ (45) について

(39) (45) に賛成、(40) ~ (44) に反対である。

(39) 「自己の所有する出版物等からの自己の用に供するための複製」は、自分の所有物は自由に扱えるという社会通念から言っても自然な要求であり、公正な使用として認められるべき要望と考える。  
よって (39) の要望に賛成する。

(40) まず本来ならば、私的使用のための複製は「公共の用に供する自動複製機器」においても認められるべきと考えるが、現行法において「公共の用に供する自動複製機器」での私的複製が認められていない著作物をここでとやかく言っても始まるまい（根本見直しを求めるところではあるが）。しかし「公共の用に供する自動複製機器」での私的複製が許されている出版物に関しては、形状その他の理由で使用するページのみを複製しなければ使えない場合や、雑誌などのように一定期間しか流通しないものなど、日常生活の中でも複製が必要となる場面がいくつもある。これ全てについて著作権者の許諾が必要となれば、社会の混乱は必至である。また、権利者の要望に見られる「集中処理の体制は十分に整備されている」との記述については事実であるとは認めがたい。契約窓口の一本化、管理著作物の網羅性、各管理事業者間での横断検索の可能化、包括的な契約の際の著作権料配分の適切さ、個人の許諾を求めたときの対応など、その実効性には疑わしさが残る。  
よって (40) の要望には反対である。

(41) 「私的複製に対する著作権等の制限について『個人的に使用する場合』に限定」してほしいとの要望であるが、これは変更の必要性を別段感じない。これに準ずる範囲における」というのが私的複製者が言うところの「当該著作物の家庭内またはこれに準ずる範囲における」というのが私的複製者の定義そのものである。従って (41) のような改正を行なっても、いたずらに社会を混乱させるだけである。  
よって (41) には反対である。

(42) 「私的複製に対する著作権等の制限について『著作者の正当な利益を不当に害する場合』を除く」とあるが、個票を読むと皆 P2P のファイル共有ソフトを念頭に置いているようである。仮にファイル共有でのダウンロードを規制する目的で上のような改正を行なった場合、それ以外の私的複製（音楽レコード・書籍などの物理的複製）にも影響が及ぶことは間違いない。何せ私的複製については、すでに「利益を不当に害」していると著作権者が主張している。限定的環境で行なわれているため、非デジタルでもデジタルでも同じく権利者の利益を侵害する程度が小さいのだが、多くの権利者が「構償」を声高に叫んでいるのが現状だ。権利者の暴走を食い止めるためにも、私的複製における権利制限は必要である。そもそもダウンロードを規制する必要があるのか自体議論を要する上に、この要望どおり著作権法が改正されれば副作用が大きすぎる。混乱が間違なく起こる。  
よって (42) に反対である。

(43) 「私的複製に対する著作権等の制限について『権利侵害物であることを知りながら行う場合』を除く」とあるが、これが実現されてしまえば、インターネットにおけるウェブブラウジングが不可能となる。ウェブブラウザは、インターネットから複製した情報をもって画面表示を行なっている。言ってみれば私的複製の連続で「ネットサーフィン」を実現している訳だ。その複製ひとつひとつについて「権利侵害物」かを調べるのは不可能であるし、仮に「権利侵害物」だと思われるコンテンツが区別できたとしても、それを回避することは不可能だ（例えば画像などは、複製のウェブページで共用できる。それは必ずしも一人の管理者によるウェブサイト内での共用を意味しない）。  
「IT立国」なるスローガンを掲げているこの日本で、ITの代表的存在である WWW を利用不能に陥れる立法を行なうことは恥以外の何物でもない。  
よって、(43) の要望には反対である。

(44) 「技術的保護手段」について、「著作権侵害等で抑止するために効果的な技術手段」という曖昧な規定をしてしまつては、この条件に合致する「手段」がどういうものか判断できず、大問題になることだろう。たとえば「コピーコントロール」と謳われた「CCCD」なる円盤が売られていたことがある。これはパソコンで読み込めない音盤という触れ込みだったが、突のところ何の操作もなしにパソコンで読め、複製も可能であった。これを、「技術的保護手段」と呼べるのか否か。たとえば、現行法では「技術的保護手段」とみなされない、DVD ビデオの保護技術・CSS がある。Linux で DVD を視聴するためには CSS を解除する必要がある、DeCSS なるソフトが配布された。この CSS は本要望での「技術的保護手段」に当たるのか否か。こうした曖昧な規定では、権利者（あるいは技術開発者）の「言った者勝ち」な状況を生み出しかねない。しかもその煽りを食って、「CCCD」での機器の負担を軽減するために私的複製を行なったり、Linux で DVD ビデオを見ること（DeCSS が配布されたお陰で可能となった）が規制されてしまう。「技術的保護手段」は、ソフトメーカー・ハードメーカー・消費者の間で規格としてコンセンサスが得られたものだけが保護を受けるようにすべきであり、その時に法改正が必要とあれば、最小限の改正で対応すべきだ。  
よって、(44) に反対する。

(45) 「無反応機器」への規制をしないよう要望する (45) に賛成である。その理由も、電子情報技術産業協会の文面にある「装置は、将来出現する技術的保護手段を含め、あらゆる技術的保護手段に対応しなければならないことを意味し、しかもその技術的手段が一方的に定められた場合でもそれに従わざるを得ないということになりかねず、装置を提供する産業界に過大な負担を強いることになる」との意見に同意である。  
よって (45) を支持する。

----- 意見ここまで -----





文化庁長官官房著作権課 法規係 御中

著作権法改正要望事項に対し、以下の通り意見を表明します。

氏名：[REDACTED]  
所属：なし（個人としての意見です）  
住所：（記入の必要性を認めませんので省略いたします）  
電話：（記入の必要性を認めませんので省略いたします）  
※もし連絡の必要性が生じた場合は、  
本メールの返信先へ御連絡ください。  
意見：以下の通りです。

----- 意見ここから -----

【4. 著作権等の制限】  
「私的録音録画補償金」

(46) (47) (49) (50) について

(46) (47) (50) には反対し、(49) に賛成する。

(46) (47)  
まず、私的録音録画補償金の対象を汎用機器・汎用機録媒体にまで広げることに反対である。  
パソコン内蔵あるいは外付け CD-R/RW  
ドライブの主な用途はデータの受け渡し、あるいはバックアップであり、私的録音録画が大部分を占めているわけではない。  
例えばデータ用 CD-R について流通量の半分が私的録音に使用されているとする音楽業界の「調査結果」があるが、最大限で見積もっていると思われる  
妥当性が大きく疑われるところである。しかし仮にこのデータを採用したとしても、データ用 CD-R  
の半分は私的録音以外の用途で使われていることになる。  
ここでの要望通り、データ用 CD-R/RW から一律に私的録音録画補償金を取るとなると、音楽業界が本来受け取れる金額（私的録音に使われた CD-R の補償金）の倍をせしめる計算になる。そのようなことが許される筈もない。

この要望には、補償金の対象にハードディスクレコーダーや iPod  
（ハードディスク内蔵型ミュージックプレーヤー）が含まれていないことを不服として、補償金徴収対象機器を政令で指定することを求めようというものもある。しかし、これは政令での指定を「正常化」させれば良いだけの話だろう。無論メーカー側との話し合いが終わってはいけぬ話だが、  
パソコンのハードディスクからも補償金を徴収せよなどという暴論の飛び交う昨今である。指定制度を取らなければ、ハードメーカーが性能を追求した製品を作り出すことを阻害するような事態になることは目に見えている。  
よって (46) (47) の両方に反対する。

(49)

技術的保護手段が導入されたコンテンツについては、対価配分に問題が生じるため補償金制度を適用しないようにすべき——との意見に賛成である。  
複製を防止する機能を持ったコンテンツを販売している事業者が私的複製録音録画補償金の配分を受け取ることは詐欺以外の何物でもない。複製防止の技術  
を取るか、補償金を取るか、2つに1つである。  
ただし、複製防止機能のついたコンテンツが消費者に受け入れられるかはケースバイケースと思  
われるが、「近い将来に廃止させるべきもの」かどうかは議  
論の余地があるところだろう（DVD ビデオの規格などは受け入れられた例と言えるのではない  
か）。  
ともあれ、(49) には賛成である。

(50)

論外。スキャナーのような汎用性のある画像取り込み機器に対し、出版者に限り補償金を受け取れるようにすることなど不条理極まる話である。  
スキャナーには多くの用途があり、著作権が絡む「文書の複写」はその一部でしかない。自作の  
絵や写真等を取り込むことも決して少なくない。  
例えば、イラストやアニメーションの制作においては、原画を紙に描いた後にスキャナで取り込  
む。コンピュータ内でそれに彩色・仕上げを施す訳だ。コン  
ピュータを使ってマンガを制作する際にも同様の過程を経る。インターネットで公表されたり商業誌で掲載されたりする著作物の制作過程で、スキャナーは  
「文書の複写」以外の用途で使われているのだ。  
他にも、銀塩カメラを使い自分で撮影した写真をスキャナーにかけられる場合もあるし、「文書の複製」ではあるが出版者にはよらない文書を OCR

ソフトでテキスト化する場合だってある（自分が書いた文書、仲間内による文書、著作権が既に切れている文書など……）。  
こういったスキャナー（もちろん文書を複写できるものと同じスキャナーだ。特別なものなどでない）の使用について様々な用途が想定されるにも関わらず、出版者への補償金を一律にかけてしまうのは間違いである。  
よって (50) の要望には断固反対である。

----- 意見ここまで -----

[REDACTED]

「著作権法改正要望事項について【4-2 関連】」

- (1)
- (2)

(3) パソコンやその周辺機器、パソコンソフトに補償金制度を設ける意見に反対します。

私はデータのバックアップなどのために年間に100枚以上CD-RやCD-RWを使いますが、音楽を録音したことなど一度もありません。また、コンピューターをラップトップも含め4台保有していますが、これをした、音楽データなどの不正コピーに利用したことは一度もありません。多くのビジネスマンにとってパソコンやその周辺機器は仕事の道具なのであって、業界団体の意見は一部に見られる傾向を安易に一般化しすぎていると思

います。いったん補償金制度ができれば、音楽などの複製を全くしない人にも金銭的な負担を強いることになるのですから、これを正当化するためには十分な根拠が必要です。補償金制度によって利益を得る団体の調査では、その条件を満たしているとはいえないでしょう。

仮に補償金制度を導入するのであれば、社会調査の標準的な手法に従った公的な機関の調査が不可欠です。そのうえで(1)一律の補償金によって実際には複製行為をしない人にまで支払いを強制することが不当とはいえないほど、複製行為が広がっているのか(2)著作権の啓発活動や罰則強化など、本来尽くすべき手段を講じてもおかつこれらの行為を抑止できないのか(3)これらの行為によって著作権者が看過できないほど損害を受けているのか(例えば、デジタル複製機の普及によって音楽に関心を持つ若者が増えれば、CDの売上も増える可能性があるため、複写された枚数だけを議論するのはバランスを欠いています)、などの諸点を慎重に考慮して決すべきです。

いずれにせよ、現段階では時期尚早だと思います。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項に対する意見

文化庁長官官房  
著作権課法規係 御中

上記について出版社の立場から意見を申し述べます。  
37)、39)、53)、83)、85)、86)、87)、89)、には反対します。

理由:

- 37) 著作権法の文言がはっきりしないので誤解を招きやすいが、全くの私的でない複製(複写含む 以下同じ)は著作物の流れ行きに影響が大きいので、現行の制限を拡大するべきではない、むしろ縮小意見をもっている。
- 39) 業務用(何らなの営利)に使用するのに、無料で複製要求は受け入れられない。
- 53) 企業内図書館、病院図書館などが充実してきている。制限拡大によって私企業がその損出を引き受ける必然性は見当たらない。著作権者も同じと思う。
- 83) 例えば特許など利益を予測して申請するものに添付するための複製は当然有料。
- 85) 薬事法に関わるすべての著作物の利益が損なわれる。ベルヌ条約の精神に反する。
- 86) 何故、薬剤師が特例を受けるのか不明、その他は85)と同じ
- 87) 医薬品一多くは製薬会社と思われる一彼等の利益(商品紹介=宣伝)のために、著作物の利益が不当に損失を被ることは理解出来ない、ベルヌ条約の精神に反する。
- 89) 医学専門出版社の利益が著しく損失する。85)、86)、87)、89)は、ほぼ同じ理由。

34)、40)、57)、58)、61)、64)、に賛成します。

理由:

- 34) 平成2年以来要望している権利。現行法作成時には予測出来なかったメディアの多様化により、何の権利も無い出版社が現在多大な被害を被っている。
- 40) 付則5条2の廃止。『当分の間』は充分経過している。複製機器も多様化しているため、廃止する時期と考える。
- 医学専門書をコピー店で多数複写して専門学校、大学等で使用している現状が報告され、摘発もしている。把握出来た以外にも被害が多発していると推測される。
- 57) 商業目的、調査・研究目的の複写は当然有料と考える。
- 無料複写されると自然科学系の専門出版社は成り立たなくなる。
- 58) 図書館は本来閲覧(貸出は可)の場であり、来館者以外への複写は制限すべき。
- 61) 各地に図書館が出来、企業内図書館なども充実する昨今、無料で複製出来ると、出版物の販路は将来図書館だけになる可能性が考えられる。
- 64) 著作権法改正により、教育機関での複製が拡大されたので、補償金制度を導入してほしい。

以上です。

TEL [REDACTED]  
FAX [REDACTED]  
e-mail [REDACTED]

宛先: ch-houki@bunka.go.jp  
cc:  
件名: 著作権法改正要望事項に対する意見

2004年10月21日

件名: 著作権法改正要望事項について【4. 著作権等の制限 関連】

氏名: [REDACTED]  
所属: [REDACTED]  
住所: [REDACTED]  
電話: [REDACTED]  
意見:

文化庁長官官房著作権課法規係 御中

件名 : 著作権法改正要望事項について (4. 著作権等の制限関連)  
提出者 : [REDACTED]  
連絡先 : [REDACTED]  
電話 : [REDACTED]

意見 : 著作権法改正要望事項の4. 著作権等の制限関連として提出された要望のうち、著作権の権利制限の拡大に関するもの多くについてはいずれも著作権者と著作物の発行者である出版社の権利と利益を著しく侵害するものであり、当協会として容認することはできません。  
以下、個別に当協会としての意見を述べます。  
なお、(51)「第31条の「図書館資料」に他の図書館から借り受けた図書館資料を含める」、(54)「図書館等に設置されたインターネット端末から図書館利用者が著作物を例外的に許諾を得ずにプリントアウトすることに対する著作権等の制限」、(55)「再生手段」の入手が困難である図書館資料の保存に対する著作権等の制限」、(56)「図書館等による図書館資料の公衆送信 (FAX/インターネット等) に対する著作権等の制限」については図書館関係者と権利者間で当事者協議が行われており、その場における検討に委ねたいと考えております。

要望項目(37)「公正使用 (フェアユース) の規定など一般的権利制限規定の導入」について。

現在の日本国の著作権法はフェアユースにおける利用という概念に代えて、個別の状況における著作者の権利制限を第30条以下に規定している。著作者の権利が一定の状況のものに制限されることについて敢えて反対するものではないが、その条件はまさしくフェアユースである。フェアユースには商業性を有するものは当然該当しないと見ても、その判断は、必ずしも非営利あるいは教育、公共目的といった外見のものだけではなく、利用される著作物の種類と量、利用の形態等によって総合的になされるべきである。例えば、教育という公共目的であれば全ての著作物の利用がフェアユースに該当するかと言えよそのようなことはなく、教育の場面で利用されることを目的として発行された出版物を教育目的において複製利用することはフェアユースと見なされよう。  
その見地から、現在の第30条以下の権利制限規定と、それらに基づいて行われている著作物の利用のなかには明らかにフェアユースの概念を超えているものが存在する。こういった状況を是正し、フェアユースを明確に定義できるならば、本要望には一定の理解を示すものである。

(42) について  
「著作権者の利益を不当に害する場合」という規定は抽象的であり、判断が非常に難しいと思われる。都度、審判が必要となるこのような規定はつけるべきではない。

(57) について  
各団体から具申されている意見内容は、図書館のユーザーの利用を著しく制限するものである。図書館には、巻では手に入りにくい貴重な資料が蓄積されており、それを使用せずして各種調査は、商業目的であるか否かにかかわらず不可能である。  
たとえば、組織に属さずフリーで働く人間にとっては、組織的な後ろ盾がない中で、図書館などを活用しながら調査・研究して成果を挙げているわけであり、そのような利用者が貸し出し禁止扱いの参考文献などの複製が不可能となれば、その影響は大きい。  
昨今はビジネスを支援することを特色とする図書館も増えてきている。このような利用制限は、図書館界の新しい方向性の芽を摘むことにもつながりかねない。また、ビジネスの形態のパラダイムは増えており、かかる利用制限は時代に逆行するものと考えられる。

(58) について  
専門図書館には貴重な資料があるが、専門家がその資料を利用しようとしたときに、わざわざその図書館まで出向かなければならないのは不便極まりない。  
かかる提言は時代に逆行するものである。

(61) について  
国も地方公共団体も財政難であり、図書館自体の運営も指定管理者制度等の導入に揺さぶられる状況の中、図書館に対する補償金支払い義務は、非現実的である。  
このような義務を負わされた結果、図書館運営が困難となり、閉館やサービスの低下を招くことは、図書館のユーザーとしては受け入れられないことである。

(64) について  
教育機関における教育のための複製には、フェアユースの概念を堅持すべきであり、制限もしくは補償金のような義務を課すべきではない。かかる義務を教育機関もしくは行政機関や利用者にも課すことにより、教育に必要な情報が公正に得られなくなることは、教育の質にかかわる問題となる。

以上

なお、フェアユースを規定するならば、現在の第30条以下の権利制限規定は全て廃止し、同時に権利者・利用者双方にとって同意し得るガイドラインを文化庁主導で作成することが必須である。

要望事項(39)「私的複製について、自己の所有する出版物等からの自己の用に供するための複製(執務用を含む)を行うことに対する著作権等の制限」について。

自己が所有する出版物を第30条の範囲を超えて業務目的、営業目的まで含めて自由に複製利用することについては大きな問題がある。私権である著作権を、他人が利益を追求することを目的として利用する場合は当然権利者の許諾が必要であり、このことに例外規定を設ける必要性や必然性は全く存在しない。

要望事項(53)「第31条により著作権等の複製権が制限される施設を拡大する」について。

現在の著作権法第31条に基づいて政令で定められた図書館によって行われる複製のうち、特に医学系専門雑誌、理工学系専門雑誌に掲載された学術論文の複製は膨大であり、現在でもすでに権利者と出版社の利益に多大な影響を及ぼしている。医学・医療あるいは理工学の進歩が公共の利益に合うものであることは当然としても、その過程において私権である著作権を侵害して良いことにはならない。公共の利益達成のためにもコストがかかることは言うまでもない。

医学・理工学系の学術論文は近年そのデータベースが完備され、インターネットによって時と場所を問わず情報検索が可能になってきた。利用者は学術専門誌を直接購読利用しなくても、これらのデータベースを検索し、必要な文献を必要とするときに図書館から複製物として入手することによって情報を利用することができる。学術専門誌の読者はその殆ど全部が資料室あるいは図書施設を併設した研究機関に所属する研究者であり、そういった読者層が全て著作物を複製利用できることになると、これらの学術専門誌は図書館以外の市場を失うことになる。学術情報の更なる複製利用によって、発行部数がそもそも少なく学術の進歩に欠かせない学術専門誌の発行部数が更に減少し、最終的には発行そのものが不可能になってしまう可能性も否定できない。

現在の政令指定図書館における学術専門誌の複製は、公正利用と権利者の利益侵害双方の観点から全体的に見直しが必要であり、複製許諾システムの完備も含めて総合的な制度作りが求められる。それまでの間、政令指定図書館はこれ以上増やすべきではない。

要望事項(63)「行政手続や法令によって定められた義務の履行のために必要と認められる範囲における複製に対する著作権等の制限」、要望事項(64)「特許庁が特許出願に対し拒絶理由通知で引用した文献を、当該特許出願人が複製すること及び特許庁が出願人に提供することに対する著作権等の制限」について。

特許法における特許ならびに薬事法における医薬品に係る行政手続は国の機関に対する公的な位置づけにおいて履行されるものであることに異論はないが、それらの手続を行う一方の当事者は、一般に、個人あるいは

私企業としての製造者(製薬企業あるいはその他一般企業)であり、またそれらの手続を踏むことによって得られる権利とその権利が生み出す果実も一般にそれらの個人あるいは私企業に帰属するものである。著作物、特に医学系専門雑誌、理工学系専門雑誌に掲載された学術論文を行政手続目的のために権利者に無断で複製利用し、それによって最終的には私企業に利益をもたらすことになるということは公平性に欠けると言わざるを得ない。そもそも特許法における特許ならびに薬事法における医薬品に係る行政手続は、それらの権利を確保すること、またそれらの権利の上に製造される商品としての安全性、確実性を確保するものとして国が制度として作り上げたものであり、最終的にはそれぞれの企業の利益をもたらすことを目的とするものである。

学術専門誌はこれらの特許あるいは新薬開発に際して必要となる学術情報を提供しており、企業や研究施設に所属する研究者が有償で購入し、新たな技術開発あるいは医薬品開発を行う際に利用して貰うことをその目的としている。これらの学術論文は行政手続においても十分学術的背景を立証するに足りる情報を有しており、こういった場面に利用されることも考慮して編集、執筆、発行されているものである。そういった学術論文誌の複製物が、その提出先が行政機関であるということだけで無許諾無報酬で利用され、一方当該の特許あるいは新薬の権利はこれらの行政手続を踏むことによって法律によって保護され、何人もその権利を侵害することはできなくなるとするのは明らかに著作物の権利者に対する配慮に欠ける。特許にしても新薬にしてもその開発あるいは行政手続において他の一切の権利を侵害することは許されないはずである。その開発にかかる費用の負担についても民間請求のものは勿論、税金あるいは公共料金等の公的なものであっても一切の減免はない。同様の過程で利用される著作権だけが法律によって使用料免責されるのはどう考えても不自然・不適切である。

要望事項(85)「薬事法を中心とする薬務行政に従ってなされる行為に対する著作権等の制限」、要望事項(87)「医薬品の適正使用にかかる情報の収集、提供に対する著作権等の制限要望事項」について。

薬事法によって医薬品の品質、有効性、安全性、適正使用のための情報を提供することを義務づけられているのは医薬品の製造者である私企業としての製薬会社であり、医薬品はそれらの製薬企業が営利目的の商品として製造販売しているものである。製薬企業が医薬品の販売によって利潤を得ている以上、こういった医薬品の使用マニュアルとも言うべき情報を利用者に対して責任を持って提供することは製造者である製薬企業の当然の行為であり義務である。医薬品の販売価格の中にはそのための費用も含まれており、これらは製薬企業の無報酬の公益的行為ではない。そのため、副作用、安全性の報告、通知は製薬企業の責任で果たすべきであり、その責任の中には、学術論文の複製許諾を受けること、および使用料を支払うことが含まれることは当然である。

製薬企業による医薬品の適正使用に関する情報の収集、提供の行為については営業活動と販売活動を明確に区別することは不可能である。この特例を認めることは、製薬企業の営業活動、販売活動など営業部門での複製が無制限に認められることにつながる可能性がある。また、製薬企業が医薬品の適正使用によって国民の健康維持という公共の目的を達成すること

を使命とするならば、新薬の特許ならびにそれにかかる全ての権利を放棄して幅広く医薬品を誰でも利用できるようにすれば良いのではないかと思慮するが、それを行わずして、製薬企業が他人の権利である著作権だけ自由に利用したいというのは全く勝手な論理であると言わざるを得ない。欧米の数カ国で医師・薬剤師によるこういった複製が権利制限規定によって一定範囲で行われていることは事実であるが、それは医師・薬剤師といった医療従事者が限定された条件のなかでそれぞれの研究施設、あるいは図書館等において自らが行うフェアユースの範囲内のものであって、本件の要望のように営利目的である製薬企業が本来自ら行うべき情報提供まで認められたものではない。このような複製が仮に許されることになると、これらは組織的、恒常的な複製であり、ベルヌ条約第9条に違反することは明らかである。

要望は「複製についての許諾を事前に得ることは不可能」としているが、現在複製の著作権等管理団体がこれらの情報を提供する際の対象となる合計3万点以上の医学専門書籍・雑誌の複写にかかる権利の委託を受けており、製薬業界は既に著作権等管理団体から許諾を得て、使用料を支払った上で複製行為を行っている現状から考えて、かかる主張は失当である。なお、当協会をはじめとして、学術専門誌を発行している出版社は、利用者が許諾を得るという前提で、製薬業界が必要とするこれらの情報を提供することについては全面的に協力する所存である。

医薬品の適正な利用が公共の利益に合うことには異論がないが、医学・医療研究の成果と医薬品の関係について記述した学術論文を掲載した医学専門誌の継続発行も同時に公共の利益に合うことであり、製薬企業の保護を著作権法において行うならば学術専門誌の発行についても同様の保護を著作権法において行うことが必要であろう。

要望事項(86)「薬剤師がその業務上又は調査・研究のために行う複製に対する著作権等の制限」、(88)「健康危害情報に対する著作権等の制限要望事項」、(89)「医療機関における複製に対する著作権等の制限」について。

薬剤師は医薬品を適正に使うために多くの医学雑誌を利用し、時には複製利用することもあるであろうが、これらの医学専門誌は本来医師・薬剤師といった医療従事者に有償で購入して頂くことを本来の目的として出版されているものである。医療施設において医師・薬剤師が医療行為を行うことによって国民の健康が維持されることは明らかに公共の利益に合うことであるが、医師・薬剤師もそれぞれ職業として行っているものであり、多くの公的機関が独立行政法人化され、収益性を求められるようになった現在、公益性のあること全てにおいて作者の権利が制限されることが適切であるとは言いがたい。

公共目的の行為についても民間が提供するものについては全てコストがかかることは当然であり、著作物の利用もそのコストの一部である。医学医療という公共の目的のためであれば複製利用が自由に出来るとなると、医療従事者を購読の対象者とした医学専門誌はその成立基盤を失ってしまい、そうなれば医学の進歩に不可欠な情報の提供が出来なくなり、結果として日本の医学研究は衰退してしまうであろう。

本件の要望において「個々の薬剤師や所属する機関はこれらの雑誌を購入できないので複製せざるを得ない」としているが、著作物の複製はベルヌ

条約第9条においても「特別の場合」、「著作物の通常の利用を妨げないこと」等に限定されており、「購入することができない」という状況は明らかにベルヌ条約に違反することになる。

医師・薬剤師といった医療従事者が必要とする医学専門誌は現在の法第31条によって図書館において複製することが可能であり、それによって十分対応が可能である。

要望事項(102)「自然科学系創作活動によって生まれた著作物(学術論文)に対する著作権等の制限」について。

自然科学領域における著作物は人類共通の財産となるべきであるので著作権法において例外項目を設けて欲しいとしているが、具体的に著作権法のどこをどのように改正したいのかははっきりしない。仮に、自然科学領域の研究成果をまとめた著作物にかかる著作財産権を誰でも自由に利用できるようにすべきであるという要望であるとしたら、著作権の意義、目的を全く理解していない安易な要望であり、そのことはひいては自然科学領域の研究の衰退を招き、日本の学術研究の進歩の妨げになる結果をもたらすことになるのは明らかである。

以上